

# 令和2年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示148号

令和2年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年12月7日

2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和2年第4回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月9日（水曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 16名

1番	鈴木 崇容	2番	常包 恵
3番	小山 直樹	4番	京 兼愛子
5番	竹林 昌秀	6番	川西 米希子
7番	田岡 秀俊	8番	合田 正夫
9番	三好 郁雄	10番	白川 正樹
11番	白川 皆男	12番	松下 一美
13番	三好 勝利	14番	大西 豊
15番	川原 茂行	16番	大西 樹

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

11番 白川 皆男 12番 松下 一美

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常包英希 議会事務局課長補佐 平田友彦

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長 栗田 隆義 副町長 栗田 昭彦  
教育長 三原 一夫 総務課長 森 正志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	小縣茂	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

**○大西樹議長** ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○大西樹議長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、白川皆男君、12番、松下一美君を指名いたします。

### 日程第2 一般質問

**○大西樹議長** 一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、小山直樹君、1番目の質問を許可します。

**○小山直樹議員** おはようございます。3番、小山です。よろしくお願ひいたします。議長、ちょっと座って質問してよろしいですか。

最初に、コロナ禍において、これまでの行財政改革や市町村合併政策、三位一体の改革に伴う保健所をはじめとする公衆衛生機能の麻痺や公的医療サービスのか細さが先進国を自負する日本で明らかになったにもかかわらず、それらの現状を分析を行わない中で、この3次に便乗して新たな地方制度改革の方向性が6月26日、第32次の地方制度調査会答申が示されました。驚きであります。

答申文を読むと、公共サービスの産業化等を進めることで、圏域行政を推進するという2040構想の考え方を踏襲する文章が至るところに見られます。圏域行政にしても、地方創生総合戦略にしても、この規定には選択と集中によって効率化を図って、経済成長を目指すという共通の考え方があります。小規模自治体を統合して、地方財政支出を抑制しながら、中心部での経済成長を果たそうとした平成の大合併の政策が大失敗したことから、連携中枢都市圏や定住自立圏といった圏域行政組織に注目して、既存の市町村を残しながら中心都市を核とした圏域行政体に行財政権限を集中させて、経済成長の中心として育成しようとしたのがいわゆる圏域行政の考え方であります。

2040構想では、県や市町村という地方制度の二層制を解体して、この圏域行政に標準化させるべきだとしております。しかもAIやロボティクス等の情報技術を導入すれば、2040年までに地方公務員の数を半減できる云々としております。

コロナ禍での経験や国内の実態、欧米諸国の政策比較から、改めてこれまでの新自由主義政策による公共サービスの破壊と、その問題点が浮かび上がってきてているときであります。それは、地方制度調査会が言うような狭い意味での行政サービスをめぐる領域を遙かに超えた、社会にとっての公共そのものの在り方を問い合わせるものであると考えます。

1980年代後半以降、イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権、そして日本の中曾根政権に代表されるように、それまでの福祉国家的な行財政の仕組みを規制緩和の導入によって解体し、市場化を図る新自由主義的改革が各国で推進され、医療や福祉をめぐる公共サービスや社会保障の切捨てがここ30数年進行していました。

新型コロナウイルス感染症は、新自由主義的改革によって社会が効率第一主義となつたこれらの国々を襲いました。そのような新自由主義の元祖と言われるイギリスで、コロナに感染したジョンソン首相が、退院後に「社会は存在する」と発言したことに私は注目したいと思います。最初は意味不明の言葉でしたが、彼の師匠とも言えるサッチャー首相が、かつて「社会は存在しない」、「社会に頼らず自助で」、こう述べて、市場原理に任せて公的医療サービスなどを切り捨ててきた歴史があったからであります。彼は今回のパンデミックでこの師匠の言葉を否定をいたしました。つまり、コロナ禍の中で公衆衛生や医療をはじめとする公共の大切さ、役割が国際的に再認識されていると言えます。

日本でも必要なのは、専ら自己責任を求める新しい生活様式ではなくて、公共の役割を重視する新しい政治、経済、社会の在り方であると言っていいのではないでしょうか。何よりも町民の感染防止と命を守るために公共の責任を全うすることであります。行き過ぎた行財政改革を根本的に見直し、地域の公衆衛生、医療体制を整えなければなりません。滝宮病院の統廃合などは、この期に及んで論外のことであります。

それでは、第一の質問をします。

新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いしたいと思います。

12月8日現在、国内で確認された新型コロナウイルス感染者は16万7,239人、死者は累計2,458人、患者の増加に伴い各地で重症者も増え、医療体制が逼迫する事態になっております。

地域の二つの基幹病院でクラスターが発生している北海道旭川市では、明らかに医療崩壊が起きております。

アメリカ、ジョンズ・ホプキンス大学の集計によれば、8日午後時点、現在の世界の死者は154万人を超えて、累計感染者数は6,765万人に上っています。最も多くの死者を出しているのはアメリカで約28万人、感染者は約1,495万人、一日当たりの新規感染者数が20万人近くに達しております。2番目は、貧困層を中心に感染の拡大が続いているブラジルで17万人の死者、感染者は662万人になりました。3番目のインド

は14万人を超え、感染者数は970万人になっております。

5月25日に緊急事態宣言が解除され、行動制限が緩和される中で、7月、8月にかけて再び新型コロナウイルスの感染が拡大し、3月、4月を上回る全国的感染となりました。

国立感染症研究所病原体ゲノム解析センターが8月5日に発表した緊急レポートは、5月から6月の長期間、特定の患者として顕在化せず保健所が探知しづらい対象、軽症者もしくは無症状陽性者であります、感染リンクを静かにつないでいた可能性が残ると分析。無症状感染が水面下で連鎖してくすぶり、7月以降の感染拡大を引き起こしてきた可能性を指摘しております。

大規模な行動制限は社会的ダメージが大き過ぎ、繰り返し発動することは困難です。感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、無症状感染者の早期発見と保護・隔離がますます重要で、そのためのPCR検査の積極的拡大の体制は待ったなしと言えると思います。政府は世論に押されて拡充を言わざるを得なくなる一方、厚労省などはPCR検査を増やすと偽陰性、偽陽性が増え、感染拡大や医療崩壊を起こすなどと抑制論を振りまいて、国民に一定の影響を広げております。

公衆衛生学の専門で元東大大学院教授、現在はキングス・カレッジ・ロンドンの渋谷健司教授は、PCR検査の性能はもともと非常に高く、ほぼ100%に近い。世界で確立されたゴールドスタンダードであり、基本的に感染制御目的でのPCR検査に臨床的感度、特異度の議論を持ち込むことは意味がない。検査抑制の議論は日本独特のものでびっくりしています、こう述べています。

今、コロナ危機の下、国民、町民の命と暮らしを守るために最も重要なことは、感染拡大をいかに抑え込むかです。それは無症状感染者からの感染という問題に本腰を入れた対策抜きに達成できません。政府は重傷者対策を強調しますが、感染が拡大し、院内感染や高齢者施設での集団感染を許せば、医療崩壊を起こし、重症者の拡大をもたらす危険があります。

そこで、町長にお聞きいたします。私は9月議会でも、感染リスクの高い職場や高齢者に関わる職場、学校やこども園の先生などへの定期的なPCR検査の必要性を取り上げました。今回は、一つはPCR検査の基準が多少緩められて、高齢者施設等の入院・入所者の検査体制は、今、どうなっているのか。二つ目は、感染が爆発的に拡大した場合、クラスターが発生した場合の危機対応について町長の答弁を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の質問にお答えいたします。

まず、高齢者施設等の入院・入所者の検査体制についてであります。

入院患者や高齢者施設等の入所されている方は重症化リスクが高い特性から、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きく、施設内の感染対策の強化、早期発見の取組が重要とされております。

高齢者施設等の入所者や介護従事者等で発熱、呼吸器症状などの症状がある場合は、医師の診断を受けていただきます。新規入所者につきましても、発生状況や入所前の生活状況等を勘案し、医師が必要と認める場合には検査を受けることになります。

また、施設関係者が感染した場合や施設内において一例でも感染が発生した場合には、入所者及び従事者等のうち感染が疑われる方を対象に、保健所による積極的な検査が広く実施されることとなっております。

次に、感染が爆発的に増えた場合、あるいは町内でクラスターが発生した場合の対応できる体制はあるのかについての御質問でございますが、感染者が多数発生している地域や直近1週間で5人以上のクラスターが複数発生している地域にある高齢者施設等におきましては、入所者や従事者など全員に対し、一斉に定期的な検査を実施するよう国は都道府県に要請しております。

さらに、入所者や介護従事者等に発熱等の症状が見られる場合は必ず検査を実施することとされ、陽性が判明した場合には、その施設の関係者全員に対して検査を行うことを原則とされています。

なお、これらの検査は保健所により実施されますが、高齢者施設等では、入所者の移動が難しい場合には保健所が施設に出向いたり、施設が常に連携している医療機関等が保健所に代わって迅速な検体採取や検査ができるようになっております。

本町といたしましては、地域の発生状況を踏まえた検査が実施される中、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等行動計画に基づき、ワクチン接種の体制の構築や住民の生活支援等に速やかに対応してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** ありがとうございました。感染陽性になった人の4割は無症状感染者からの伝播だと、こういう報告があります。政府は来年6月末までトラベル事業を続けると決めましたが、コロナに冬休みもありません。重症感染者を追い続けても、感染対策に、先ほど述べましたように終わりは来ません。ワクチン接種が実施されるまでは、この状態は続くわけであります。今こそ無症状感染者を保護するために、町独自でも検査をすべきではないかということを訴えて、第1の質問を終わりたいと思います。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○小山直樹議員** 種苗法がさきの臨時国会で自民党、公明党などの賛成多数で可決成立をいたしました。改正したての法律でありますから、制約された答弁になると思いますが、あえて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

種苗法を改定した狙いは一体何なのでしょうか。これは主要農作物種子法、いわゆる種子法を廃止、農業競争力強化支援法の制定とセットで考えるべき問題であります。

2017年に種子法が廃止され、農業競争力強化支援法が制定されました。種子法は米、麦、大豆などの主要食糧の優良な種子を安定的に供給するために、都道府県に対して種子

の生産、普及に責任を持たせる法律でありました。

しかし、種子法があるから民間の参入が阻害されていると、こういう理由で廃止されました。農業競争力強化支援法の8条4項は、種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成を促進するとともに、国の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すると規定をしております。つまり国や地方自治体が開発してきた種苗を民間事業者に明け渡せ、こう迫っている法律であります。その民間事業者には多国籍のアグリバイオ企業も含まれております。

種子法廃止が決まり、農業競争力強化支援法が成立した2017年、農水省事務次官名の通達が11月15日付で都道府県に向けて出されました。この中には、都道府県は民間事業者による稻・麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に関わる知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担うという内容がありました。都道府県は民間企業の準備が整うまでは種苗事業をやりなさい、こういう指示であります。

こうして種子法の廃止で公共の種子をやめさせて、農業競争力強化支援法で民間がその公共の種子をもらい受け、そして、種苗法の改正でその権利を強化するという一連の流れができたのであります。

農水省は2015年に知財戦略2020を策定しました。農業とは情報産業であると述べ、その中で種苗の知的所有権を強めるために、年間1,000品種の品種登録審査を着実に実施するとし、品種登録を大幅に増やすと、こう宣言をいたしました。日本の米や野菜、果物の優良品種が不法に海外に持ち出されるのは、農民の自家増殖、自家採取が原因だ、こう言って、農家を悪者扱いし、国が登録した登録品種の自家増殖をする場合、許諾料の支払いを求めて、事実上、原則禁止する法改正を今回行ったわけであります。

優良品種の海外流出経路は未解明で、海外流出による被害はあるのかとの質問に、農水省の太田食料産業局長は、被害は認められていない、こう答弁を国会でしております。

また、海外流出の防止策は、海外での品種登録こそ唯一の方法であることは誰の目にも明らかであります。既に中国や韓国で無断流通している日本の36品種、国内法では幾らこの法律を変えたところで、どうすることもできるものではありません。海外で品種登録するしかないと、農水省の知財課も2017年に述べております。

種苗法改定により、これまでよりもはるかにビジネス的な種子登録の動機づけが強くなつたため、登録品種がえていくことになるでしょう。そうなると、自家増殖できる種子はどんどん限られていきます。

今年3月に閣議決定された新食料・農業・農村基本計画によれば、政府は日本産品の特色をアピールするため、戦略的な知的財産の活用、保護を推進するとうたっています。政府は種苗法改定の育成者権を活用しやすくするための措置だと言います。育成者には当然多国籍アグリバイオ企業が含まれております。

安倍政権以来、経済政策の究極の目標は、日本を外国企業が最も仕事をしやすい国にす

る、こういうことありました。この売国的な農政ではないでしょうか。菅政権もこの路線を引き継ぐ、こう言っております。

改定された種苗法は成長戦略、輸出戦略を強化するために自家採取を問題視し、農家にぬれぎぬを着せました。企業が一方的に種苗価格を上げることに対する歯止め規定もありません。長い農業生産の歴史を経て進化してきた地域の共有財産でもある、農民の財産でもある種子の自家採取が農民の権利であることは、日本政府も批准している食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約9条で明記をされております。登録品種の自家増殖、自家採取にこれを原則禁止する真の狙いは、遺伝子組み換えやゲノム編集で開発した新品種の権利（育成権者）を守るために、登録された種子を農家に毎年買わせたいからであります。

現在開発した新品種を含めた種子は、モンサントをはじめとする世界の5大企業で市場の70%を占めております。日本国内においては、この10年間で国や地方自治体の種子事業への予算が削られて、新品種の登録数は半分以下になっております。新規登録数に占める海外法人の割合は、2017年の資料でありますが、36%あります。

そこで、町長にお聞きします。

一つ目は、自家増殖する際、多額の許諾料の負担が農家にかかるてくるのではないかでありますか。法律でも歯止めはかかっておりません。答弁をお願いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 小山議員の質問にお答えいたします。

種苗法の改正により多額の許諾料負担が農家にかかるてくるのではないかについてですが、現在、香川県に普及している品種のほとんどは国が試験研究や品種を育成している農研機構や都道府県が育成した品種で、農家が栽培するに当たって多くの許諾料を支払う品種にはなっておりません。

また、自家増殖につきましても、一定の条件を付して認めるよう国において議論が進んでおります。

先日、国会において可決されましたが、いずれにいたしましても、まだ情報がありませんので、その内容を注視し、県、普及センターと連携し、情報取集に努め、農家への適切な情報提供に心がけてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

**○大西樹議長** 3番、小山直樹君。

**○小山直樹議員** ありがとうございます。それでは、二つ目ですが、今年度の米価がどの程度安くなるのかをお伺いしたいと思います。

政府は需給への責任を、今、放棄しております。21年度は今年度より30万トンの減産方針と聞いております。約6万ヘクタールの転作が必要な規模であります。WTO協定に基づくミニマムアクセス米を年間77万トンも輸入し続けております。協定では輸入削減にすることを認められておりますが、政府はその姿勢を示しておりません。このような米漬し政策は変えなければ食料自給率の向上などということは夢物語であります。答弁を

お願ひいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 小山議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

今年産の米価についてでございますが、コロナ禍の中、外食産業での需要の低下や消費者の米離れが進む中、全国的には下がる傾向にありますが、JA香川県の米集荷における概算金は昨年同様に据え置かれたことで影響は小さく、現時点では昨年並みと聞いております。

しかしながら、農水省が発表している最新の相対取引価格では、全国の全銘柄平均では前年同月比4%安となっており、今後の動向としては、全国同様、本県産米においても米価が幾分下がることも予想されますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、3番、小山直樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

○大西豊議員 ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年、中国の武漢発祥と言われる新型コロナウイルス感染症が全世界に広がりを見せ、日本においても16万7,239人強の人が新型コロナウイルスに感染し、香川県では1月20日現在で192人の方が感染しており、3名の方が亡くなられました。浜田知事は県独自で定めた六つの警戒レベルで現在の準感染警戒期から下から3番目にある感染警戒期に9日今日から引き上げ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は慎重に検討するよう県民に求めることになりました。

国が示す新しい生活スタイル、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等、一人一人ができる事を心がけ、感染症の拡大を防ぎ、命と健康を守っていくことを心がけ、質問に入ります。

まず、第1番目、これまで2回ほど一般質問してきましたが、元会計室長による公金着服事案について、今後の回収計画を具体的に示してほしい。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西議員さんの最初の質問にお答えいたします。

最初に、6月議会の一般質問で答弁させていただきましたとおり、町の被害総額3億円基金の途中解約による損失利息38万8,792円を含め、2,902万2,560円のうち、令和元年度中に114万330円が返還されております。残りの金額につきましては、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していく旨を述べております。3年の刑期を終えて社会復帰した後には、全額返還を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えております

ので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 前の一般質問のときにも新聞のコピーをお渡しましたが、例えば読売新聞の令和2年2月15日の記事によると、広島中央署の元警部補が、署内の8,500万円の窃盗事件で、県警幹部、県職員OBがカンパを行い、約8,500万円を調達して返還して充てるという記事がありました。また、同僚からも多額の借金があったことも判明しました。

また、まんのう町の近隣の町でも職員のOBも含めた人々がお金を集めて、横領された公金を穴埋めしたということも聞きました。

公金横領約3,000万円の調達をすべきと思うが、このような事例を調査したのかどうかお伺いします。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西豊議員さんの質問にお答えしたいと思います。

他市町の事例ということで、全国的にあってはならないことで、公金横領等事件があつたという事例を調査、何件かしてございます。当町の3,000万円弱の金額を含めて、他市町によつたら億単位のところもございました。

今、議員さんおっしゃったように、広島県警においては、OB、同僚等でカンパを集めて返したという事例も従前に新聞記事も頂いておりましたが、その前にも承知しておりました。県内の自治体でも、そういったことでやっていたという事例も聞いております。

府内で課長級も含めて職員での返還ということも議題というか、協議を正式にはまだきちんとできておりませんが、聞いたところ、なかなか返還が難しいということでは聞いておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 いろいろ全国の事例を調査したということですが、何件ぐらい調査されたんですか。御報告いただきます。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 具体的には、ちょっと帳面を忘れたんですけども、九州の、すみません、ちょっと町の名前は忘れましたが、その自治体、そこが2億円近くのお金だったかとは思いますが、それと、県境を越えまして、徳島広域とかもありました。3団体ほど具体的には書類関係がありましたので、見させていただいております。以上です。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 この問題につきましては、私以外の議員からもいろいろ、それと弁護士さんのほうからも報告があったように、ちょうど30年、室長になった時点から、顧問弁護士によると、室長が昇格したとき、全て年率1,350%もの金利を払っており、また、サラ金や闇金、金融機関からにおいても、また、友人からも多額の借金をしていくことが報告されており、基本的には支払いが不可能。今、執行者のほうは、終わったら

回収するということを、回収するいうたら、どのぐらいの期間をもって回収するのかお答えいただきたいと思います。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 大西議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今の時点で、あと何年で償還が可能かというのは不明としか言わざるを得ません。以前、私が本人に高松拘置所で面会したときにも、同じことになるんですけども、本人は、出所後は返還をするということを申しておりますので、それを信じて、出所した際には、いろんな法的な措置を講じて、町としては返還するように努めたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 公金が、請求すると言ひながら、いつ払ってくれるか分からんということでは、私はそれは明快な答弁ではないと思いますよ。こういう事態になったのには経緯があります。公金を横領してからもう2年以上になりますよ。

そしたら、具体的に質問させていただきます。例えばこの、判決の中の弁護士さんの資料の中にも、友人、職員ということでしょうか、そういうお金を借りとった、広島の場合も同じですけど、多額のお金を横領した人は、やっぱり職員等から多額のお金を借りとつたいうことを言われてましたが、まんのう町の場合も、そういうことも、職員から借りとつたという事実はあるんですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 今の御質問でございますけども、私も裁判の中で、検察官のほうからの陳述の中で、そのようなことを言われたというような記憶がございますが、今、この時点であったかないかということについては、十分に申し上げられないということでございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今回、いろいろ議員も提案をして、二度と起こさないいうことで、いろいろ提案していました。また、執行者のほうから出した資料の中にもいろいろ書いておりますけど、そういうことをうやむやにしつづいたら、文書で何ばきれいに書いとつても、私はまた同じことが起こると思いますよ。

具体的に言いますと、まんのう町職員等の公益の通報に関する要綱があります。これは絵に描いた餅になりますよ。そういうことがあったから、こういう文書が出てきたんだと思しますけど、再発防止に対しては、そういう裁判でも出てきたんやつたら、それは調査をして、再発防止するべきじゃないですか。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

最初におっしゃられた公益通報の分ですが、これにつきましては、国の制度のほうでつくった分を、それを受け、全国の各自治体がそれに準じてつくっている制度でございま

して、今回、たまたまタイミングが近い時期ではあったわけなんですが、公益通報につきましては、各職場、それと職場外の社会において、そういった事例があった場合に通報する制度がありまして、それをもって健全化に努めようということでございますが、当町で今回の不正事件を受けてしたのは職員の倫理規定、それと、今回、懲戒処分の基準、それと見直しをかけましたが、それと公用基準というのを新たにつくったということでございますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 前回、一般質問のときに国の指針を例に挙げて質問しましたけど、実際にまんのう町にも規定があったんやな。今後、改正しますということやったけど、後から、終わってすぐ頂いたんですけど、実際は我々が見れないところのまんのう町職員の懲戒処分に関する規定、平成18年3月20日施行するということで、ちょうど合併したときから国の基準と同じやつがあったわけですね。確認します。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

懲戒処分の基準につきましては、旧町時代も、漢字の満濃町、それと旧仲南、琴南にもそれぞれあったかと思います。先ほど言いました18年というのは、合併したことを受け、平仮名まんのう町へその整理した中での懲戒処分基準を出させていただいたということで、今回、出させていただいておりますのが、その中身ですね、懲戒処分の基準、項目、それを国と若干違う部分がありましたので、そのあたりを整理させていただいて、その項目によって免職、停職、減給、戒告、そういった基準をより明らかにしたいということで改定させていただいたということで、今、ホームページのほうで入っていただけると見れるようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 少なくとも私が質問したときにはないような答弁であったし、実際、見れなかつたということやな。そしたら、そこからお聞きします。地元の自治会の方が31年2月4日に来たときの基準は、皆、そういう懲戒規定は知らなかつたんですか。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西豊議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

その当時の基準は従前の基準でありまして、項目によってきちっとした戒告から免職にいくまでの基準がきちっとして、これだからこれだというのが明確でなかったということです。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、総務課長のほうから答弁ありましたけど、実際には2月4日にはこの基準があったにもかかわらず、該当するにもかかわらず、あのときの答弁では、公共でなかつたから、公共外やつたから調べなかつたという答弁であります。このようにちゃんときちっと書いておりますよ。住民の方が困って、このA4の用紙に書いてきて、いろいろ

ろなことでお金を取つとるから、金庫番の人が取つとるからということで来たように、私、聞いております。その大きな判断のミスによって、前回のときに二転三転して、850万円が余分に取られたいふうことですので、先ほどの最初の答弁では不明であるということに僕は当たらないと思いますよ。規定がありながら、適用しなかった。この本会議においてでも、新しくこしらえますいう答弁ですよ。答弁書を見てください。私も、これ、議会だよりも出しておりますけど、あまりにも無責任だと思いますよ。再度、責任がある方の答弁をいただきたいと思います。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 まず、大西議員さんの御指摘のように、結果として、それ以降に町が被害を被ったことにつきましては、この場をお借りしまして申し訳ないというふうに思っております。

先ほど来から、住民の方が来られて、そういうお話をしたということにつきましては、我々もお聞きしたほうでございますので、それについて、その時点では、その住民の方に対して対応はさせていただきました。ただ、その時点におきましては、先ほど総務課長が申し上げましたように、従前の懲戒規定でございましたので、それに準じてその職員を処分したということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今、従前いうたけど、同じですよ、これ。懲戒処分や何かは、公共と公共外は同じですよ。変わっていません。本会議の答弁では、懲戒規定処分については精査をして、新しいものに改正するいふうけど、変わってないと思いますよ。そこを再度答弁いただきたいと思います。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 大西豊議員さんの質問にお答えしたいと思いますが、表を見ていたいたら分かりやすいんですけど、検証報告書の中に入れさせていただいておりますが、新旧対照表がありまして、その中の項目として、従前と新たな分で若干項目が変わってきておりまして、さらに詳しく、先ほど言いました解職から免職についての範囲、黒丸で示しております。そういったことが変わってきておりますので、従前のときは、公金のところでは、今回、公金、公物の不正取得ということになりますが、ここでは従前は公金という話でなかったので、ここでは該当が、今回、新旧の中で該当が違うということで御理解いただきたいと思います。ちょっと表を見ていただいたら分かりやすいんですが、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 もう事案が出て、判決が出ております。普通、民間においてでも、公務員においてでも、1万円取ってでも、恐らく停職または解職ですよ。それと配置転換ですよ。調べなかつたいうことが重大ですよ。どこに当てはまるかいう、わざわざ地元のある程度地位のある方が、文書に書いて整理をして持ってきておりますので、特に町長、平

成18年、選挙に出たときに、広くなったので、月に1回は支所へ行って、みんなの声を聞くいうことも言うておりますので、わざわざ本庁まで来てくれて、それは公金でなかつたから調べなかつたいうんは、僕はちょっとこの規定からいうたら、新旧表いうたけど、ちゃんと書いてるじゃないですか。

それと、平成30年8月の会のときにも、判と通帳は、過去にもそういう事故があつたから別にしなさいよ、また報告してくださいよと言うた議員もおりますよ。あのときにちゃんと整理をして調査をしつたら、あれだけの金額は僕は横領されてなかつたと思いますよ。全員が全員じゃないかも分かりませんけど、特に若い人、特に今、厳しい事情のある運送業なんかされとる子なんかは、おまえ議員何しよんや、あのお金どうなつたんやいうことを、僕、直接知らなかつた方でも、相手が知つとつた方が、そういう催促されましたよ。民間であつたら、1万円でもこらえてくれませんよ。それは認識の甘さですよ。

それと、今回、令和3年度予算編成の概要ということで書類をくれております。その中にも合併特例債等がなくなつて云々、ゼロベースとかいう中で、公平負担の原則いうことがうたわれております。住民の負担の公平化の原則に従つて、地方税、使用料、手数料、分担金、負担金等の住民より徴収金を徴する場合には、住民に不公平感を抱かせないように十分配慮するとともに、計算根拠、受益者負担根拠等について説明責任が果たせるよう十分な検討を行つていくこと。また、各種収入未収金については、目標額の設定や整備計画など、あらゆる手段を講じて早期回収、収納率の向上に努める。住民に対しては予算編成上、これだけきついことを書いておきながら、不明であるは、これ、物すごく認識が甘いと思いますよ。これ、不明いうんは、我々議員は任期あと1年ちょっとです。それと、この議場は、何度も言いますけど、大体議員が1億円の報酬をもらっております。課長全部合わせて恐らく5億円のお金でまんのう町を運営しております。やっぱりそれだけもらつゝる限りは、責任を持って判断、一つ判断を間違えば、今回のようなお金になるし、どのぐらい支払ってもらえるか不明いうんは、ちょっとあまりにも無責任だと思いますので、再度、これ不明いうのをもう一度説明してください。

**○大西樹議長** 大西豊君、不明は何が不明ですか言いよるんですけど。

**○大西豊議員** いつまで払ってくれるか不明いうこと答弁あつたでしょ。これには、住民に対しては目標額を設定して、整備計画して、あらゆる手段を講じて早期回収、収納力向上いうて、住民に対してですよ。先ほど来、いろいろ私は、判断ミスがあつたから、横領金額が増えたいことを過去に認めておりりますので、いつ払ってくれるか不明いうんはちょっと無責任だと思いますよ。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今後の東原の返還の金額を設定すべきではないかというような御質問だというふうに思っておりますけども、先ほど申し上げました答弁と重複するわけでございますけども、現在のところは、我々の町としての民事上の損害賠償権が既に確定いたしております。我々

といったしましては、法に基づきまして、今後とも、彼が派出所してきた場合は、その返還についての最大限の努力をするということ以外、具体的な、そうすれば、今の時点で何年で彼に返還を求めるかということについては、現時点ではお答え申し上げないところでございます。御理解いただきたいと思います。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 同じ繰り返しになりますけど、ここの議場は5億円の入件費をもって運営しております、まんのう町の。これだけ住民に対して具体的に取立てのことを書いておりますので、それはあまりにも不明というのは、町にも非があったわけでしょ。それを認めるか認めないか確認したいと思います。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 この点につきましても、過去に何度かお答えさせていただくものと重複するわけでございますけども、このような事態を起こしたということについては、私は職員を信用していたということで、結果としては責任を感じているところではございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 平行線をたどっていくんですけど、先ほど事例を挙げた2例のような形は取らないということですか、不明ということは。

○大西樹議長 それでは、ちょっと相談してからということで、ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で50分まで。

**休憩 午前10時35分**

**再開 午前10時50分**

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 返還金の件でございますけども、議員御指摘にもございましたように、今後につきましては、町職員に対して、再度、この事案の説明をして、その返還についての協力を求めるようにしてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 ちょっと、今、聞きづらかったんやけど、みんなと相談するという意味ですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 相談ということではございませんので、町としては、これは強制できるものではないというふうには思っております。ですから、自主的に職員がこの事案に対して返還について協力をしてくれよということを投げかけたいというふうに思っております。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** 先ほども申し上げましたように、令和3年度予算編成方針の概要の中にも書いてありましたけど、未収金について収納率の向上に努めるということもありますので、ぜひ強制をなくして、御理解をいただける人だけでも、少しでも住民に対して誠意をいただくことをお願いするとともに、これに関連してもう一点だけお伺いします。

今回の問題は、前々から言いよるよう、一般質問で出てきておりましたが、同じ職員が同じ課でずっと異動がないことが大きな問題があると思います。今回についても同じような経緯があったし、管理職に昇格する場合には、やはり過去においてはいろいろ重要なポストについては、地元の人の意見を聞いたり、地元の議員に聞いたり、今回も聞いたようありますけど、やはりそれは真剣に聞いていただいて、これまでの何かの会のときにも言いりましたけど、過去の事例では全部親族が弁済しております。それぐらいの気持ちを持って、ある程度は何ぼ15年以上勤めとったきん、真面目なきんでなくして、今回のいろいろな資料を見てみると、相当前から、恐らく1, 350%の金利を闇金に払いよったんやったら、大抵仕事はできてなかったと思います。30回も40回も出ることないのに、銀行へ行ったりしようとは、恐らくその部署においては、少々は、また分からなんだらうそやと思いますし、普通、企業においては、やはりそこの職場をよくするために、月に1回か2週間に一遍か、やっぱりミーティングをしよると思います。そういう今回の反省を基にきちっとしていただくとともに、職員の異動については何か規定があるのか、今、見てても、立派な人やから長いこと同じ部署でおるんかも分からんけど、そこら辺の規定があるんやったら教えていただきたいと思います、異動についての。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 職員の異動については、明確な文書化したものはございません。一応、基準というか、対象者につきましては、3年経過した職員に対しては、異動の対象にするという、そういうふうなのは慣例として行っております。

ただし、専門職のようなもの、保健師さんとか社会福祉士さんとか、こういう方は、やはり異動というのはほぼほぼ不可能でございますし、また、土地改良、あるいは建設、そういうものもある程度専門的な知識が必要でございますので、そういう部署につきましては、一般的には長くなる傾向がございます。以上でございます。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** この部分は一般質問でも誰かが確認したと思いますけど、やはり同じところでずっと、何ば優秀な人であってでも間が抜けるいうんか、そういうことは絶対あり得ますので、やはり定期的に異動をすることも絶対に必要かと思いますので、今回の教訓を基にしていただきたいと思います。再度、お伺いします。

**○大西樹議長** 副町長、栗田昭彦君。

**○栗田副町長** 大西議員さん御指摘のように、今回のことの反省の材料として、異動については十分配慮していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○大西豊議員** 2番目の問題は、私も専門家でないんですけど、2番目、琴南総合センター新築事業について、事業内容、土地の面積、取得金額、第1次造成事業についての単価の詳しい説明をいただきたいと思います。

この問題については、さきの全員協議会において、あと2次、3次があるということも言われました。5,000万以下になるということは、議会の承認がなくして事業が進められるということです。この問題についても、漏れ聞こえてくるところによりますと、やはりいろいろと不平不満があるようあります。私は専門家でないので分かりませんけど、複数の人から聞いたから、自分なりに調査研究をして、今回、タブレットのほうへアップしてくれております。もう一度、お伺いしますけど、なぜ1期工事、2期工事、3期工事、5,000万円、5,000万円に分けたのか、それと、金額が、これ、当初は僕、そうではなかったと思うんですけど、予定額は入れてなかつたんやな。そこら辺もちょっとお伺いします。当初は予定額は入つとるからこういう金額になる言いりましたので、1期工事、2期工事、3期工事は大体いつ頃する予定か。1期工事は終わっておりますけど、2期工事、3期工事はいつ頃入札してするもんかお伺いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西豊議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

琴南総合センター新築事業につきましては、昭和48年に建設された既存施設の老朽化により、隣接地の土地を取得し、そこへ集会施設のほか、役場美合出張所、美合内科診療所及び消防屯所等を併設する複合施設として新築するものでございます。用地の選定及び新築事業の検討につきましては、徳島大学の田口先生をはじめ、関係する地域の連合自治会役員、消防団、民生委員、老人会及び婦人会、内科診療所医師、町職員の20名で構成する検討部会を平成29年10月に立ち上げ、事業計画などを決定いたしました。延べ床面積920.27平方メートルで、美合地域の木材を使用した木造平屋建ての構造となっております。工期につきましては、今年の3月17日に着工し、令和3年3月19日を竣工予定日として、現在、新築工事を進めております。

建築費は基本設計、既存施設の解体費用等を含めて約3億6,100万円でございます。また、全体事業費は、土地の造成費用、用地取得費、その他附帯工事等を含めまして約5億6,900万円となります。事業の完了時期は既存施設の解体及びその周辺整備等が完了する令和4年度を予定しております。

次に、土地の面積及び取得金額でございますが、用地取得面積が6689.74平方メートル、取得金額が669万2,360円でございます。総敷地面積は既存施設がある土地を含めると1万600平方メートルほどになります。

次に、第1期工事の単価についてお答えいたします。

第1期の造成工事の設計につきましては、香川県土木部の実施設計積算単価等を用い、

国土交通省及び香川県の土木工事標準積算基準書により積算をいたしております。

今後の予定につきましては、担当課長のほうより説明させていただきます。

○大西樹議長 琴南支所長、萩岡一志君。

○萩岡琴南支所長 大西議員様の質問にお答えいたします。

造成工事につきましては、1期、2期、3期と考えております。先日の全員協議会で全体事業費につきましては、タブレットにも上げてますけども、お示しいたしました。

それで、2期、3期につきましては、あくまでも予算ベースということで考えておりまして、実際は設計するなりして工事にかかるということでございます。

2期工事につきましては、12月中に発注する予定でございまして、今現在、事務を進めています。

3期工事につきましては、今後の工事の予定にもよりますけども、令和4年を予定しております。というのは、この工事が終わりまして、次に古い旧の施設を解体する予定があります。その解体が終わりました後に、その跡地を駐車場を整備するということで、その造成工事を3期と予定しております。以上でございます。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 さっきちょっと答弁漏れがあったきん、言うてください。予定価格は公表をしとるかしてないのかいうことと、第2期工事はまだ発注しとらんいうことやな。業者説明もまだしとらんいうことやな。

○大西樹議長 どうぞ。

○萩岡琴南支所長 質問にお答えいたします。

1期工事につきましては工事が完了しておりますので、入札の結果などにつきましては、町のホームページで全て公開しております。

2期工事につきましては、今、入札の準備をしておりまして、業者さんが見積りに入っているかと思うんですけども、今月中に入札するということでございます。

○大西豊議員 それと予定価格は公表しとるんか、してないんか。

○萩岡琴南支所長 1期工事の予定価格につきましては、先ほど言いましたように、ホームページで公開しております。

○大西豊議員 予定価格。

○萩岡琴南支所長 はい。

○大西豊議員 1期工事の。

○萩岡琴南支所長 します。ホームページで、全て入札の結果の中で。

○大西豊議員 結果でなくして、入札時に。

○萩岡琴南支所長 予定価格入札前には公表しておりません。

○大西豊議員 この前の説明と違ってきたで、これ。予定価格も示しとるきん、2,200円ぐらい近くなるということを言いよったけど、今、聞いたら、後からは予定価格入れとるけど、入札のときには予定価格入れとらんのやろ。

**○萩岡琴南支所長** 予定価格の公表はしておりません。うちのほうで持っておりますので、入札時には公表はしておりません。以上です。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** ちょっとニュアンスが違ってきた。今の説明のときも、まだ工事は発注しとらん。そやけど、入札行為はもう始めとんやろ。

それともう一つは、予定価格は言うとるきん、このぐらい、2,000円とか金額少ないいうことで言いよったけど、今の説明はそう言いよったけど、後では予定価格公表しとるけど、入札時には予定価格は入れてないこと、この辺、はっきり、この前の説明とちょっと違ってきりますよ、それは。

**○大西樹議長** 琴南支所長、萩岡一志君。

**○萩岡琴南支所長** 質問にお答えします。

町が発注する公共工事全てでございますけども、入札時には予定価格は公表しております。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** そういうことはやっぱりはっきり言うとかないかん。最低価格2,200円しか差がないということについて聞いたときには、予定価格を公表しとるから少ない説明、私はそう認識しております。

県の工事においてでも、予定価格をしとる場合は、物すごい接近価格になるようです。それは公表しとる言いよるけど、後の結果についてはしとるけど、ちょっと支所長、説明するときに、先ほども同じですよ。実際、入札かけとんやつたら、そう言わなかんわ、しとるということを。今はいろいろ事務手続云々言いよるけど、入札はいつ出したんですか、それ。

**○大西樹議長** 琴南支所長、萩岡一志君。

**○萩岡琴南支所長** 2期工事のことでしょうか。

**○大西豊議員** はい。

**○萩岡琴南支所長** 2期工事はまだ入札はしておりません。2期工事につきましては、規定に基づきまして、一般競争入札で業者から参加申込みをいただきまして、指名委員会にかけまして、今、入札はまだこれからでございます。以上でございます。

**○大西樹議長** 14番、大西豊君。

**○大西豊議員** 準備を進めて設定しよるいう段階やな。それで予定価格も公表せんいうことやな。

私、素人やから分からんけど、いろいろ聞くところによると、予定価格が分かった場合には、1,000円とか2,000円はあるけど、ない場合は、非常に至難の業やいうこともお聞きしておりますので、ぜひ分かりやすく公平にできるだけ気配りをしてお願いをしたいと思います。

それともう一つお聞きしたいのは、町長にお聞きしたいんですけど、これ、大体で言う

んやけど、5億円の事業については、もうちょっと事前に、やっぱり第1期工事、2期工事、3期工事、大体1億5,000万円ぐらい要るということは議会に説明すべきやと思う。ほんなら、議会のほうもいろいろ意見が言えると思うんですよ。

(三好勝利議員退席 午前11時08分)

一番ええ例が、この間の吉野の火葬場のときに、1年か2年ぐらい前、言いよったけど、あのときには、いろいろ委員会でも聞いたんですけど、造成費が相当要るからということやったけど、結果的には、面積を増やしたら建築確認が要るから、造成費がたくさん要るから、老健施設いうんか、福祉施設であるので、エレベーターを設置できなんだら許可してくれないいうことを言いりましたけど、先日、火葬場を利用した方が、どうしてあんなところへエレベーターするんや、ようけ土地があるのにいうことを聞きましたが、やはり議会も、ある程度、書類が出てきたら、執行者のように否決はできないので、ある程度、丁寧な説明をやっぱりしていただきたいと思います。あんな田舎の山の中で、エレベーターのメンテナンスも大分要ると思うんですよ。ほんで、先ほどの令和3年度の予算編成の中でもいろいろ書いとる。やっぱり効率的にやるいうて書いとるんですけど、何ば補助金くれるきんいうたって、メンテナンス料、都会の真ん中やったら別やけど、田舎のああいう土地がふんだんにあるところで、エレベーターつけるいうことは、県はそんだけはするとしたら、駐車スペースがないから、エレベーターつけいうかも分からんけど、隣接しとるところへ駐車場をすれば、エレベーターは私は要らなかつたんではないかと思う。議会としては、もうちょっと親切な説明があつてもよかつたんかなと思いますので、今後、丁寧な説明をいただきたいと思います。あと2分ですので、これでやめます、この問題は。

**○大西樹議長** 2番目の質問を終了いたします。

続いて、3番目の質問を許可します。 (三好勝利議員入室 午前11時10分)

**○大西豊議員** もう時間がありませんので、満濃南こども園の施設統廃合事業について、進捗状況、これも造成工事、入札方法についてお伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

満濃南こども園統合施設整備事業に関しては、平成29年度に四国学院大学の幼児教育が専門の得永幸子先生を委員長に満濃南こども園検討委員会を立ち上げ、満濃南こども園の統合施設をどうするかの検討を行いました。

その後、平成30年度から用地買収に着手して、平成31年度には建設用地として現満濃南こども園わくわく棟の東と北側の用地を取得いたしました。

また、令和元年度において、統合施設建設工事基本設計及び実施設計を行うとともに、用地内にございます幹線用水路の改修工事を実施いたしました。

今年度におきましては、造成工事を行っており、年度末までには建設用地の造成が完了する運びとなっております。

また、来年度と再来年度におきまして、建築工事、既存施設の改修工事を行い、令和4

年度の秋以降に竣工する予定であることを御報告いたします。

次に、造成工事の入札の方法及び単価の決定についてでございます。

まず、入札の方法でございますが、まんのう町契約規則にのっとりまして、条件付一般競争入札または指名競争入札により入札を行ったところでございます。

次に、単価の決定についてでございますが、これにつきましては、先ほどの琴南総合センターの造成工事と同様、国土交通省の土木工事標準積算基準及び香川県土木部の土木工事積算単価表に基づいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 14番、大西豊君。

○大西豊議員 今の問題につきましては、平成30年3月に私は一般質問しました。

3町が合併する前に、二つの施設が分かれているので運用しているが、いつ頃、統廃合するのかということについて、ちょうど旧満濃町時代に、昭和50年の初期に満濃地区の小学校の統廃合、吉野、神野が統合、四条、高篠が統合、3校区にする中で、一番に吉野と神野地区が統廃合した関係でああいう形になったわけですが、特に、満濃南こども園になるところは、人口も、その当時はちょっと数字は変わつたかも分かりませんけど、園児数が177名ということで、他の施設よりかは多いということで、当時は教育長のほうから答弁をいただきました。いろいろ、今、総合センターでも同じですけど、いろいろ今の基準に合った施設になると思いますが、もう時間がありませんので、それと進捗状況はどのくらいですか。ただ、いつできるかは聞きましたけど、おおむね土木とかそういうのはいつまでに終わるんですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 先ほども申し上げましたとおり、今年度におきましては、造成工事を行っており、年度末までには建設用地の造成が完了する運びとなっておりますので、よろしくお願いします。

また、来年度と再来年度におきまして、建築工事、既存施設の改修工事も行いまして、令和4年秋以降に竣工する予定であることを御報告いたします。

○大西豊議員 これで終わります。

○大西樹議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 やっと順番がきました。私は、毎度、申しますように、一般的にあまり難しい質問じゃないです。ただ、一般常識を履行していないから、あえてお聞きします。

返しますと、3月の総務委員会、私は以前は総務委員会で、総務委員会のときに、この今の現状を話しました。町長、助役さん、総務課長、皆、おいでました。そのときに、私は自分なりの判断として、ちょっと時期尚早だったかな。今の現状を説明したら、そなな税金で地域のことを助けるとか、商売人を補助するとかいうのは到底考えられんという。傍聴の議員さんもおられました。私は帰って、やっぱりちょっと間違つとったかな、ばか

にされたかなと思ったけど、それから数か月して、今の現状が起きております。

そこで、まんのう町も遅ればせながら、地域振興券というのを発行していただきました。再発行はなぜしなかったかということは後にお伺いしますけど、この振興券については、本当に町内の方は非常に喜んでおります。町長さん、喜んでますよ、業者の方は。それから一般住民の方も喜んでおります。

ただ、その発行額の半分が残っておると。これはいかにどうあるべきか。金持ちだけが買って、一般的の者は買わなかつたんじゃないかというような持論も出てますけど、実際はそうではありません。やっぱり相当の方が買っております。43点何ぼですか、45%。50%としても、約9,000人が1人2万円の商品券を買えば、1億8,000万円という個人の浄財を町内活性化のために協力いただいたわけなんです。これは大きな数字ですよ。

しかしながら、そこで発行しながら、先ほども言ったけど、約五十数%は残っております。なぜ再度発行しなかったかと。本当に地域振興のためだったら、再度、発行して売り尽くすまで努力するのが建前でないかというのが私の意見でもあるし、一般の町民の方でもあるし、商売人の方の声です。それをまず一点。我々が考えた分に町民の方が協力せんのやから、あとのは十分あれできんがと言われるんか、それとも、何かの原因があって、再度発行して売り尽くしをしなかったのか、それをまず一点目にお聞かせ願いたい。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの1番目の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減っている町民の皆様と休業要請や不要不急の外出自粛等により影響を受けている事業者を支援するため、プレミアム30%付のプレミアム商品券を発行し、町民皆様の生活安定と町内消費の喚起による町内事業者を支援するようプレミアム付商品券発行事業を実施しております。

7月1日から7月15日まで申込受付し、8,157人でプレミアム分を含む2億819万5,000円の申込みがありました。

その後、8月29日から8月31日の3日間、町内3か所で商品券の引換を行い、プレミアム分を含む2億715万5,000円を販売いたしました。

町民の生活安定の支援と町内事業者の支援を合わせた事業であり、町、商工会、町民が一体となってコロナ禍を乗り切ろうとの思いで本事業を実施いたしましたが、計画していた全住民に対する購入額の割合は約43%と、目標を大幅に下回ることになりました。

三好議員さんの、販売できずに残ったプレミアム付商品券を再度、販売できないのかとの要望もございましたが、今回の事業はコロナ禍による町民の生活安定の支援でもあり、再度、プレミアム付商品券を販売した場合には、特定の方のみの支援になること、また、使用期限も短いことから、再度、プレミアム付商品券を販売することは考えませんでしたが、町内事業者に対しては、売上げが減少している町内事業者の継続を応援するため、直接給付するまんのう町持続化応援給付金事業を行っております。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であることから、今後も国及び県の支援とともに、町としても何ができるのかを十分検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 はい、分かりました。何回質問しても同じ答えだけで前進が見られません。ただ、今後また何とかしてやるという町長の固い決意なんですが、まず、事を返しますと、6月の定例会の前の委員会、その定例会が終わっての委員会、9月の定例会の前の委員会、その後の委員会、つい最近のこの定例会の前の委員会でも、私は同じ質問をやっております。あのばかがまた同じ質問しとるなど恐らく取られております。でもやはり中には多少、町長さん、ばかもおらなきや前を向いて進まんのです、世の中は。本当に、自分で言いますから。私はそないな利口な人間じやないです。単純なんです。ただ、商売人と町民の方が本当に苦労しておる。あの残りは出してくれたらもっと助かるがと。その中で我々はみんな個人で1人2万円というのを自分の金を負担しとるわけですから。

それから、最初やったら、9,000人として5,400万円ですか、町の金が入ってるのは。その倍になれば、1億何ぼの金が要る。それをやはり2回、3回と同じことの繰り返しになりますけど、やっていただきたかったのは、私の意見でもあるし、町内の住民の方で、今日、おいでる議員さんも恐らく同じ意見だと私は確信しております、町内活性化のために。やっぱり読んで字のごとく地域振興課やろ。振興になってない。振まで振ったけど、あとのが、この興しがなってない、仕上げが。それを皆さんが言ってるの、分かる。地域振興課やろ。地域を振興せないかん。地域が半分が振興して、あの半分が残ったんでは活性化にならん。そういうことの発想ですから、町長さん。別に執行部が間違っておるとかなんとかじゃなくして、やはり地域のものは本当に商売人待って、券が来た、たくさん来るのは来たそうですわ、よかったです。

ある業者は町長さんに十分お礼を言うとってくれという業者もおりました。それは町だけじゃなく、執行部も議員も全部の合意の下ですから。ただ、残念なのは、最初に券の発行なったときに、議員は知らなかった。出来上がって、こういうのをやりますというのを説明を受けたから、結局、こういう初めての格好で摩擦が起きたんだと思います。

貴重な時間ですので、町長さん、それで今は再発行はしないということですから、できるんだったら再発行してもらいたいけど、やはりしないと。一旦、言うたことは、何ぼ住民の意見が強かろうが、議会の意見が強かろうが、そななことはできんということはないと思いますので、これは第1回目の分は半分不発に終わってますから、次に第2、第3弾の補正が出てくると思います。

最近の新聞では、何とまあびっくりするぐらい、日本国始まって以来、73兆円の経済効果を出すということに、それとほかの30億円と、100兆円ぐらいの金が出るそうです。その分が間違いなく来ると思いますから、そのときには、できましたら、例えば個人の家庭に全部往復はがきで郵送して返ってくる。返ってこないのはしようがない。次の手

を打つ。

それともう一つは、それでも駄目だったら、この前、政府がやってくれたような、発売でなくして、給付型の商品券。現金ならば貯金するか、高松へ行くか、丸亀へ行くか分かりませんけど、商品券の場合は、大なり小なり、町内しか絶対使えんわけですから、残つたら残つたで、またそれで終わりですから。そういう方法も、町長さん、どうですか。1回目やってみて、こないな町民に関心がないんやつたら、あほくそうてやれんわ、ほつとけと言われるか、再度、思い切って、町内の一般の住民の方も商売人の方もよかったですといふような政策をやられるかどうか、ちょっとその返答をお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券ですが、当初、予定していたよりもあまり人気がなかったということで、いろいろな原因が考えられると思います。第1次の補正のとき、あまり時間がございませんでした。内容等について十分吟味する、また、議員さんに説明する時間もないままに実行したというようなことで、このときのことを大いに反省材料といたしまして、次、国のはうの第3次の補正予算等も、今、組んでおられるようでございますので、町民の皆様方にとりまして何が一番いいか、効果があるかというようなことも十分検討して、また、三好議員さんから提案がありましたこのプレミアム商品券につきましても、今回の反省を基にどういう方法が一番いいのかということも十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 13番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** 貴重な時間ですけども、昼が迫っておりますけど、やっぱり町長さんは住民から信頼があるように、喜んでおりますから、本当に、これはうそじゃないですから、今日、聞いておりますから。あえて私が言うことと、俺が言うことと反対のことを言うとるいうたら、また電話がかかってきますから。それはこの間も、ある会合のときに、町長さんもおいでとったでしょ。中央の関係の方がおって、まんのう町の栗田町長はしおりに中央に来て、何か予算ないかと、特別枠ないかと。地方交付税は大体査定額のはうが出るから、私はこの間みたいに交付税云々いうて詳しいことは頭が悪いから分からんですけど、その特別枠を何とかならんかというんでしおりに中央に来て、非常に上手に持って帰りますということをお褒めいただいたでしょ。この中で聞いとるものも何人かおるはずです。そういう補助金の精通した町長ですから、今さつき言うたことを絶対忘れずに、再度、今度は積み残しのないように、全員に行き渡るような方策を、ぜひ議会と執行部と考えて、執行してください。約束してください。いいですか。うなずいております。

そしたら、1点目はまだ言い残しとることがあるけど、それぐらいにしておきます。もう今まで6回も7回も言つとるわけですから。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○三好勝利議員** 2番目は、ずっと今回だけじゃなくして、現状でやっておる問題なんですけど、母子家庭の現状と今後の課題について、本町独自の取組を問うということです。やっとるんですけど、母子家庭いうのは以前のあれで、今は独り親家庭となつたるやろ。以前は母子家庭であって、父子家庭は手当が出ないというのを私は聞いた記憶があります。

そういう中で、いろいろあると思います。独り親でも里のじいさん、ばあさんと一緒に同居しとする場合があるか、単独でアパート住まいをしておるか、父親家庭にしてでもそうだと思うけど、そういうふうな環境で町内に同居しとする者が幾ら、それから完全にシングルマザーでアパートの家賃を払いながらやってる、子供さんを育てておられる家庭が何件あるか。つい最近ですけど、子供さんには3万円の給付、独り親家庭には1人子供さんに5万円というような給付がなされておりますけど、それについて、町長さん、どのような見解を持っておられますか。まんのう町ぐらい手厚く保護しとるところはないぞと言われるかどうか、その辺をひとつお願いします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

母子家庭、いわゆる独り親家庭の方の大半は児童扶養手当を受給しておられますことから、ここではこの児童扶養手当受給者の状況でお答えいたします。

現在、まんのう町で児童扶養手当を受給されている方は約160世帯でございます。このうち、母子または父子のみで生活されている方は約70世帯で、祖父母などと同居されている方は約80世帯です。

少し児童扶養手当の制度についても触れておきます。児童扶養手当制度は独り親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給されるものでございます。原則18歳未満の児童を養育している方に全額支給で1か月43,160円となっております。2人目は1万190円が加算されます。手当の支払いは年6回、2か月分が奇数月に支払われております。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われておりますが、国の制度を着実に実施するとともに、就労や稼働収入の増加など、次のステップにつなげていく支援も求められております。

独り親家庭の課題と取組についてでございますが、一番の課題と思われますのは、地域とのつながりが希薄化し、支援が必要なときに頼る人がいない、支援に結びつかないといった問題があり、結果として地域で孤立を深めてしまうおそれがあります。このようなケースに早期の対応できるよう地区民生委員様が家庭訪問などを行い、地域での孤立解消に努めしております。

また、県福祉事務所や児童相談所、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員など関係機関と連携し、相談・支援を推進し、いろいろな制度の活用につなげております。

続きまして、本町独自の取組などについてお答えいたします。

本年6月に児童扶養手当受給者へ1人当たり1万円の支援を実施いたしました。なお、

新型コロナウイルスの感染再拡大を受け、独り親世帯を支援する臨時特別給付金を再度支給する予定でございます。

最後になりますが、臨時特別給付金につきましては、既に8月に支給しておりますが、これは1世帯5万円の基本給付でございまして、これに加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方への5万円の追加給付につきましても、現在、申請受付を行っております。

また、ひとり親世帯臨時特別給付金につきましては、1世帯5万円、第2子以降3万円を加算することとなっており、早急な支給を行っております。

そして、国の第3次補正予算案を、昨日、政府が方針を固めました。詳細を見ながら今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 13番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** はい、分かりました。さすがにまんのう町は福祉関係、それから学校の施設の整備というのは県下でトップクラスと聞いております。ただ、先ほどの商品券だけは本当に香川県で最低のレベルだなという評価をいただきまして、非常に残念です。

補助金、補助金といつても際限があつて限度があると思いますけど、今の町長の答弁ですと、まんのう町は他町から比べると、手厚く、本当に困った方を町の方針どおり助けておられるんだなと分かりましたんで、今後とも、より一層の、先ほどの券のように半分ぐらいはこぼれんように、目こぼしのないように、そこを十分お願いしておきます。よろしいですか。担当課長もよろしいですか。お願いしておきます。これで終わります。

**○大西樹議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

**○三好勝利議員** それでは、3番目の質問ですけど、ちょっとまだ早いかなと思いますけど、私が通告を出した次の次の新聞ぐらいで相当報道されました。これはCO<sub>2</sub>削減、現政権、菅政権になって最初に全世界に対して発信した公約でございます。総理大臣いわく、今まで難しかったけど、アメリカはトランプさんからバイデンさんに変わって、バイデンさんは温暖化に取り組むと。そのうちに中国も取り組んでくるだろうと、いち早く世界に発信されました。ですから、デジタル化問題とか、携帯電話の値下げとか、これは国内問題ですけど、このCO<sub>2</sub>削減は全世界に発信、時の日本の最高責任者が発信しとるわけですから、いや、あれは忘れた、あんなことを言うた覚えがないというのは通りませんので、我が町としても、町長さん、やっぱりこういうのに関して、どこより先に手を挙げて、さっきも言ったように、中央へ交渉して、まんのう町はこういうのに取り組みたいと。それには資本が要るんだと。中途半端な資本ではなく、ちょっとまとまった資本を見てくれんか。これは個々にやっても、国単位、県単位でやるんで、まんのう町だけが独自にやっても駄目ですけど、まずまんのう町、金毘羅、この周辺の近辺が単独でやって、県がまとまって、四国がまとまって、そういうふうな環境になろうかと思います。

ちょうど、今、環境大臣を拝命しとる若手のエキスパート、小泉さんの息子さんですけ

ど、お父さんは原発反対やけど、息子さんはクリーンエネルギーで原発推進派というので、非常に難しいことで、それはそれでええとして、本町として何か取り組むべきことがあるか。おまえはまた先々のことを、今、ばかみたいに言うな、ちいと落ち着けと言われますか、そのところ、町長の判断としてお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 三好議員さんの3番目の御質問は、政府発表の2050年度までのCO<sub>2</sub>ゼロ社会に向けての本町の取組をどのように考えているかという御質問でございます。

このたび、菅内閣が発足され、10月26日の所信表明演説の中で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、菅首相は、この演説の中で、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換するとも述べられました。

地球規模では、現在、二酸化炭素の濃度上昇が主な原因となり地球温暖化が進行しており、それによる諸影響が問題となっていることは御承知のことと思われます。カーボンニュートラルとは二酸化炭素の排出量を基準にし、その排出された二酸化炭素の量と同じ量の二酸化炭素を吸収することを目指す、また、逆に吸収できる二酸化炭素の量に排出される二酸化炭素の量と同じにすることを、このカーボンニュートラルの基本的な考え方と捉えているところであります。

さて、三好議員さん御質問の本町の取組と今後についてでございますが、まんのう町では2009年度よりまんのう町地球温暖化対策実行計画を5年ごとに策定し、現在3期目の2018年から2022年までの計画に合わせて実施しているところでございます。

具体的な実施内容といたしましては、町有施設の電気と燃料の使用量を取りまとめて、5年後の25%CO<sub>2</sub>削減目標に向けて実施しているところでございます。

また、本町は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくまんのう町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定して以来、公共施設や公用車の運用改善等のソフト的取組を主体に、行政事務・事業を起源とする温室効果ガスの排出削減を図っております。

こうした状況の中、実行計画の取組を今後も継続的に実施するとともに、本町の行政事務・事業におけるより一層の温室効果ガス排出量の削減及び省エネルギーを図るため、環境省の補助事業であります地方公共団体カーボン・マネジメント強化において、平成29年度、1号事業の採択を受け、町主要施設の省エネルギー診断をはじめ、国の地球温暖化対策計画の目標値（2013年度比2030度においてマイナス40%）と遜色のない目標値を設定し（2013年度排出量の6,260トン-CO<sub>2</sub>を2030年度に41.2%削減の3,681トン-CO<sub>2</sub>とする内容）、新たなカーボン・マネジメント体制を構築することを目的に実行計画の改定を行いました。

平成29年度に実施した1号事業においては省エネ診断を行い、排出量の多い施設としてエピアみかど、まんのう町本庁舎等が分かり、本年度、両施設の省エネ改修工事を環境省の補助金約1億円を充当して、現在、行っております。

そして、平成30年度においては、国の全額補助事業であるクールチョイス普及啓発事業を実施し、小中学校での環境教育授業、中讃テレビでの普及啓発コマーシャル放映など、CO<sub>2</sub>排出削減促進事業を実施しております。

また、本町住民に対しましては、ごみの減量化のためのコンポストや生ごみ処理機購入の助成、太陽光発電システムの助成事業にも取り組んでおります。

本件CO<sub>2</sub>削減に関する今後についてでございますが、菅首相の演説直後ということもあり、政府からの具体的な指針や計画がまだ示されていない状況でございますので、まんのう町といたしましては、まずそうした国からの計画等が新たに示されましたら、ぜひ前向きに取り組んでまいりたいと存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 13番、三好勝利君。

**○三好勝利議員** 本当が前向きに取り組んでいる環境問題について、町長から詳しくいただきました。

まず、防犯灯なんかは、数年前にパナソニックの防犯灯、あれは多分恐らく環境省の指定によって補助金を頂いて、我々町内全部、自己負担はありましたけど、つけていただいだ、電気代が数分の1になったと。それは環境省のほうで第一発やっております。町長が、今、説明されたのは、それは全部のやつの大体の分は分かっております。

ただ、今回の場合でも、環境云々に対して2兆円の基金を積んどる。はっきり声明しますから。予算があったけど、基金を取りあえず積んどる、2兆円の。これはテレビで発表してますから。

それと、昨日、今日のテレビ番組を見てみると、やっぱり国がそういうので全世界に発信した以上、これから企業は脱炭素社会の枠がクリアしていない会社は、世界に向けて一流企業と言えないというようなある会社の会長は発表しておりました。そういう時代になりますので、我が町といたしましても、町単独の取組はさることながら、あるものを粉碎して次の製品にやり替えるのに、加工したら、そこに含んどの炭素が90%削減できるという、そういうふうな新しい工場もできておるそうです。ですから、我々はやっぱり企業誘致も、毎回毎回、議会でも叫んでおりますけど、今、一番のうたい文句である炭素社会のそういう関係の工場をもし引っ張ってくれば、相当な補助金が出ると思います。そういうこともやっぱり振興課の担当、テレビ見よったら分かる。そういうのでないと、世界の一流企業として、国内でも一流企業としては認めてくれない、そういう時代になってくると。自動車がはやもう電気自動車になる。船が電気、飛行機が電気、新幹線と電車は全部もともと電気で走ってますけど、そういうふうな時代になるので、ぜひともそういうさっきの振興系も忙しいけど、そういうどこもやらない脱社会を町の真ん中、高松のど真ん中でやれっていうたって無理や。我々みたいに県下で3番目の広大な土地を持ったまんのう町ですから、土地は幾らでもあります。

それと、町長さん、環境関係やったら、農業問題なんかは、絶対環境に一番寄与するわけでしょ。野菜に米づくり、麦、全部環境をクリアしとるわけですから、煙も出さない。

ですから、そういう関係の分を本町として十分情報収集して、土地があるわけですから、そういう環境に関連した企業を引っ張ってきて、町のイメージを上げていくかどうか、その辺を、町長さん、さつきもちょっと言っておられましたけど、そういう時代になるとテレビは報道しますから、ほかのデジタル問題、それから携帯電話の云々いうのは、あれは国内のこと、町内のことですから、ただし、環境関係においては全世界へ発信しとるわけで、ぜひともそこら辺を、今から慌てるな、何年も先のことで我々は生きとらへん。そんなん次の世代がやるわと言われるか、今から取り組んでいくか、そこら辺を町長としてお願ひしておきます。もう結構ですから、そんなばかみたいなことを言うなというか、何とかやっぱりこういう時代に差しかかっとするんやなということでお話しいただくか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの再質問にお答えいたします。

地球温暖化防止対策というのは非常に重要なものでございます。これにはやはりCO<sub>2</sub>の削減というのが一番効果的でございますので、国の方針も2050年度までにはCO<sub>2</sub>ゼロにするということでございますので、まんのう町もそれに併せて頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 町長はそれに向けて、先は長いけど、やっぱりどこよりも先に発案して予算を取ってくるという力強い声明をいただきましたので、ぜひそのとおりにやっていただきたいと思います。

何回も言うけど、先ほどの一点の云々は町内活性化のために、町長さん、ぜひとも早急にやってください。お願ひしておきます。以上で終わります。

○大西樹議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。この議場の時計で13時30分まで。

**休憩 午前11時49分**

**再開 午後 1時30分**

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

10番、白川正樹君、質問を許可します。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回、私は1問だけで、判この押印廃止についての質問をいたします。

前日、河野太郎行政改革大臣は民間から行政機関への申請などで判この押印が必要な約1万5,000の手続のうち、実印など83を除いて行政手続で必要な認め印を全廃すると発表いたしました。法改正が必要なものは、来年の国会に一括法案を提出するそうであります。内閣府は行政手続で求める判この押印の原則廃止を要請いたしました。結果、現

在、押印が必要な 1 万 4, 992 の手続のうち、5, 198 は廃止済みか廃止を決定、9, 711 は廃止の方向で検討することとなりました。認め印は全て撤廃したら合計 1 万 4, 909、印鑑登録をした実印などを求めている 83 の行政手続で判この押印が残ります。廃止は大体 99. 45 % です。

それでは、町長に質問いたします。

町の書類で判この押印が要るのは何種類ぐらいありますか。そして、そのうち廃止しても差し支えない種類は何種類あり、廃止できないものは幾らぐらいありますか。また、廃止について検討していますか。そして、廃止する計画はありますかというのを質問いたします。お願いいいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの 1 番目の質問にお答えいたします。

まず、行政手続の押印には主に三つに大別されます。1 番目に、国の法令や県条例で定めているもの、2 番目に、町の条例や規則で定めているもの、3 番目、それ以外のものです。例えば慣例などでございます。以上に基づいて、町の書類で押印が必要な書類等は何種類あるかについてでございますが、押印については四つのパターンがございます。

一つ目が、町民に関係することで個人が押印する場合（例えば補助金の申請、住民票などの証明発行、各事業実施に対して同意、誓約、委任する場合など）、二つ目が役場内の職員が押印する場合（担当者が決裁や支出命令書を作成する場合）、三つ目が課長印を押印する場合（各関係団体への照会、回答など）、四つ目が町長印を押印する場合（国、県等への補助金申請、公告等）がございます。

次に、河野太郎行政改革担当大臣による押印廃止案を受けて、国の省庁をはじめ、香川県知事も行政手続簡略化へ向けて押印の見直しを県庁内で取り組んでおり、当町においても、今後の国、県、県内自治体の動向を見ながら、速やかな対応をすべく、各課長に手続書類等の調査、検討の着手を指示しておりますが、現時点では各課内で調査中であり、種類の合計としては、大まかにはなりますが、町の例規上で押印の必要な業務は約 313 項目で、一つの業務で申請書等の書類ごとの必要件数は現在調査中でございます。法令等を含めると 800 から 1,000 件ほどの業務があると思われます。

また、廃止につきましては、令和 2 年 7 月 2 日の政府の規制改革推進会議において、書類規制、押印、対面規制の見直しについて取りまとめられており、各地方公共団体に対しても押印等の見直しに取り組むよう求められております。

また、12 月 1 日の河野行政改革担当相の記者会見で、国で作成した地方自治体での行政手続における押印廃止のマニュアルを各自治体へ配布すると発表がありました。

こうした点も踏まえて、デジタル化の一環として政府が進める行政手続での押印の見直しに関しては、押印を含め基本的には様々な手続を簡略していくことが必要であり、正確に本人確認ができるかなど、安全面に配慮しつつ取り組まなければならないと考えております。

そして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に加え、効果的、効率的な行政サービスの提供にも資することから、現在、鋭意、住民に押印を求めている行政手続の内容を調査中で、国の法令や県の条例などで押印を定めているものを除き、町が独自に定めている手続について個別に検討していく予定でございます。

そして、町が独自に定めているものにつきましては、一つ一つ手続について本人確認や文章内容の信用度の担保などの観点から、廃止した場合に支障がないかどうかを確認していく必要があるので、香川県、近隣市町の状況を把握し、その中で検討を重ねて、押印廃止できるものから順次進めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 ありがとうございます。押印するのは町独自の分もたくさんあるということなんですけれども、今から廃止について検討するということです。サインだけでできるようになるだろうとは思いますけれども、それがいつ頃になるか、まだ今から多分計画していくだろうと思いますけれども、これは町民に徐々に周知するんですか。それとも、全部決まってからするんですか。お願いいいたします。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川正樹議員さんの質問にお答えしたいと思います。

住民の周知の関係でございますが、先ほど町長の答弁の中で調査中ということでありますが、年が明けて、国のはうからマニュアル等が送られてきて、県内の自治体も同じような進捗状況でありますが、徐々にそういったことを進めていこうと思っております。

全部できてからというのではかなり時間がかかりますので、ある程度の区切りで住民への周知をして、業務に支障のないように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 押印を廃止する分、決まり次第、1個ずつ何かしていくということなんですけれども、今まで自分サインをして、その後、判こを押しますね。それが慣れているんですけども、名前だけで、多分、初めのうちは住民が納得するというか、不安になるようなことがあるだろうと思いますけれども、押印を廃止しましたということを言うために、納得してもらえるのをどのように考えていますか。

○大西樹議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 白川議員さんの質問にお答えしたいと思います。

押印の件ですけども、住民の納得というか、そういう面については、まず窓口で応対する場合には十分な説明が必要かと思っております。郵送等の申請行為、それについてはホームページその他で周知はあるんですが、最初の頃は押印必要ないということを伝えて、やはり押される方もいらっしゃると思うんで、逆ではありませんので、押印が必要な場合、押印されていないという場合は支障を来す場合もあるかも分かりませんが、今後、押印の

必要性のないものについては、徐々に廃止していく関係上、押印不要ない分で押印されていましたが、その場合はその書類も認めざるを得ないということだと思っておりますが、いずれにしましても、丁寧な説明はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 10番、白川正樹君。

○白川正樹議員 判こは世界で中国と韓国と日本と3か国だけだろうと思いますけれども、韓国は既に廃止の方向へ向かっておりますし、中国は、今、もうパソコン時代ですので、少なくなっているだろうと思います。

文化として日本の判こは大事だと思いますけど、文化としては残してもいいだろうと思いますけれども、手続上は要らないものは廃止する、そういう方向で町も取り組んでもらいたいと思います。

それで、さっきも言ったように、廃止が決定したら、町民にはどのように周知しますかということなんですねけれども、廃止が決まったものからしていくんだろうと思います。これから多分判こはなくなるだろうと思います。町民には不安にならないようなそういう周知をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、10番、白川正樹君の発言は終わりました。

(小山直樹議員入室 午後13時42分)

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 2番、常包であります。ただいま議長の許可をいただきましたので、12月議会の一般質問を通告に従いまして行いたいと思います。

1番目の質問は、新年度（令和3年度）の予算編成についてお伺いいたします。

具体的な質問に入る前に、令和元年度の決算審査における監査委員さんの意見を最初に紹介をしたいと思います。決算から予算をつくるというのが、通常、それぞれの自治体で基本にというか、心にしておくべきことかなというふうに思いますので、初めに紹介をしたいと思います。

令和元年度一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書、資金運用状況審査意見書等によりますと、前会計の決算について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い全国的に経済活動が低迷する中、本町の自主財源の確保も厳しくなることが容易に予想できることから、住民福祉の確保を図り、この難局を乗り越えるために的確で計画的な施策展開をされたいというふうに記載されております。

このような監査委員さんの意見を踏まえ、現在、進められております新年度予算の編成作業の状況についてお伺いいたします。

また、先般の総務常任委員会所管事務調査で説明がありました令和3年度の編成方針と重複する部分もあるかと思いますが、町民の皆さんへの周知という面も含めまして、御了承いただきますようお願い申し上げます。

最初に、歳入、町の収入についてお伺いいたします。

国は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で企業の業績が大変悪化し、法人、企業の税収が大きく落ち込むことが予想され、今年度、数兆円規模で下方修正をするというような新聞報道が11月15日付でありました。

また、県も新年度の予算編成に当たり、大きな財源不足が出ているということも報道がありました。

しかしながら、まんのう町は過疎地に指定されていることもあり、過疎債など有利な借金ができるところから、財政調整基金が約30億円、また、その他の基金全体を含めて70億円という状況の中で、他の市町よりも財政状態は良好かと思われますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響をどのように分析しておられるのか、まず最初にお答えいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、新年度予算についての御質問にお答えいたします。

最初に、香川県が発表しました令和7年度までの5年間の中期財政概算見通しの試算では、新規重点枠予算の縮小などを内容とする一層の対策を講じても、5年間で127億円から265億円の財源不足が見込まれることとなっております。

まんのう町におきましても、コロナの影響で減収など町財政に与える影響はあると考えられます。しっかりと国・県の動向を注視し、新たな国庫補助金など、基金以外の財源確保を視野に入れながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

**○大西樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございました。それで、町の収入をほかの部門別で見た場合に、内容で見た場合に、地方交付税というのが大きなウエートを占めています。令和2年度、今年の予算の中では37億4,500万円ということで約32%、この大変貴重な重要な部分ですが、来年度以降、どのように推移をしていくのかということがまず一点。

そして、自主財源の根幹といいますか、町の基本の部分で町の税金、町税は今年度は昨年度より1.7%増しの19億円余りを見込んでおりますが、来年度、どのくらいを想定しておるのか、個人、また会社の企業の住民税、固定資産税など、その概要についてお示しいただきたいと思います。

3点目、今年度はコロナの影響であった場合に、納税猶予制度というのが制度化をされておりますが、800万円余りの利用があるというふうに聞いておりますが、今後の見込みと、来年度はこれが猶予ではなく免除というようなことも聞いておりますが、その辺、財政への影響がどのようになるのかお示しいただきたいと思います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、地方交付税について、本年度の普通交付税額は令和元年度より1億4,000万円多い41億4,800万円で、7月31日に決定をされております。特別交付税におきましては、現在、国において算定中ではありますが、コロナの影響により少なくなる方向であるものの、交付税全体としては普通交付税が昨年度より1億4,000万円多いことから、昨年と同額程度になるものと推測されます。

しかし、令和3年度はコロナの影響により普通交付税も減額となる可能性もあり、今後の動向を注視しなければならないと考えております。

次に、まんのう町におきましても、現時点での想定試算ですが、コロナの影響により、税収入において、来年、令和3年度の個人・法人・住民税で5%、約4,000万円、固定資産税で15%、約1億1,500万円、合わせて約1億6,000万円の減収が見込まれると想定されます。

このうち住民税につきましては補填される財源はないため、財政調整基金を取り崩し対応するなどの方法しかありませんが、固定資産税につきましては、減収となり軽減された額を国が全額交付税、交付金で補填する方向で調整が進められています。

また、本年度のコロナ関連の徵収猶予、減免状況につきましては、11月27日時点におきまして、固定資産税など徵収猶予が43件で約824万円、国保税など減免が42件で約581万円という状況でありますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 2番、常包恵君。

**○常包恵議員** 昨日も答弁がありましたかね。国から固定資産税については補填されるということですが、あまり影響がそしたらいいのかなということもあります、先般、固定資産税の評価替えの年に当たって、固定資産税が上がるところも上げないというようなことが国で税制改正の中で出てくるという話が出ましたが、この点はまんのう町の場合にはどういう感じなのか、検討というか、精査はまだでしょうか。その辺、ありましたらお示しください。

**○大西樹議長** 税務課長、池下尚治君。

**○池下税務課長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

固定資産税につきましては、総務委員会のほうでもちょっとお示ししたと思うんですが、売上げですね、来年になってみなければ分かりませんが、確定申告に基づいてして、初めて数値が出てくるんで、なかなかつかみづらいところはありますが、事業所において売上げが3割から5割減ったということによって、半分ないし全額、固定資産税のうち事業用の家屋とか償却資産、こちらのほうは減免という形になります。それは国の方から財源措置ということでいただくようになっております。

質問が何か違うかったでしょうか。

**○常包恵議員** 土地の評価替えで固定資産税が上がるの上升ないというような部分が、国で、新聞報道があったんですけど、その辺はどんなか。

**○池下税務課長** すみません。そちらのほうはまだ町のほうに正式にそういうふうな

通達として、固定資産のほうのそういう措置をしてくださいというのは、まだ正式というか、まだ全然税務課のほうには届いてないような状況でございます。以上です。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。町民にとってあまり支障のないようによろしくお願ひいたしたいと思います。

それでは、支出のほうでお伺いいたします。

今年度の予算については、枠配分で予算編成が行われて、町の独自財源、一般財源ベースで昨年に比べて8%減、9.2%の範囲内で編成したというふうにお聞きしております。来年度の予算編成に当たっては、どのような方針でしょうか。改めてお答えをいただけたらと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

まず、来年度の歳出の特徴でございますが、歳入において、コロナの影響により減収、減額が見込まれる中ではありますが、コロナ感染症予防対策に係る歳出事業を盛り込む予定としているほか、重点施策、人件費、公債費などの義務的経費を除いて、令和2年度当初予算と同様に、一般財源ベースで前年度の9.2%、つまり8%削減での編成を周知しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。今年度、具体的な琴南総合センターなり、高篠公民館なり、大型事業、公共事業が実施されており、また、来年度もその継続が予定されているということではありますが、その施工に当たっては、合併特例債、過疎債等、有利な財源確保が取り組まれております。来年度の予定はどのようになっているのか、また、歳出総額はどのくらいを想定されているのか、併せてお示しいただけたらと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

新規事業といたしましては、現在、取りまとめ中ではありますが、大規模事業として、過疎債を活用した満濃南こども園本体工事に10億円、合併特例債を活用した琴南小学校大規模改修工事に1億円を実施する予定といたしております。

また、歳出総額につきましては、現段階で令和2年度より4億円多い120億円程度を想定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 まだまだもう少し大型事業が続くということではありますが、まんのう町の人口は、総合計画にも示されておりましたが、10年後に1万5,000人程度になる予想がされております。これは平成27年から15年間で約4,000人減少することになりますが、その中で、働く人といいますか、生産年齢人口は約3,000人の減少であります。このことは、裏返せば、働く人、イコール、税金を納める納税者が少なくなる

ということにもつながります。人口や予算規模に見合った適正な歳出規模はどれくらいを想定しているのか、その数値に近づくのはいつ頃なのかということをお示しください。

そして、予算編成方針で必ず言わされております事業のスクラップ・アンド・ビルドは進んでいるのでしょうか。住民に密接した事業、例えば補助金をそれぞれの担当課で削減するというのは、非常に住民対応からして困難があります。トップダウンが必要な部分もあるうかと考えます。

また、多くの事業費を伴わないゼロ予算事業と申しますか、そのような事業の検討なり集約はされたことはあるのでしょうか。例えば町道や林道、農道など、町内には大変多くの道路、町が管理している道がありますが、道路の舗装が傷んだり、また、穴が空いていたり、通行に支障を来す事例があれば、職員がそこを通った場合に、現場へ行った場合に、そのことを担当課に伝える、報告する、そういうことが行われれば、少しでも事故の未然防止につながりますし、町にとっては管理責任の回避といいますか、そういうところにもつながると考えます。そういうことを郵便局であったり、タクシー業者であったり、新聞配達の方であったり、いろんな方にもお願いをすることになれば、なお効果が上がるのではないかというふうにも考えます。

また、先日、新人議員の勉強会の中で税金についての説明を受けたのですけれど、そのときに小中学校の子供たちへ税金に関する出前講座を行っているそうですが、役場の新人職員の方が講師となって参加しているということをお聞きいたしました。税金の仕組みや納税の大切さを考えいただき、理解してもらう大変よい機会になろうかと思いますし、何よりも職員研修といいますか、人材育成につながるのではないかというふうにも考えます。そのような点で、予算の適正規模なり、予算の工夫した事業化、その点について見解をお示しください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

常包議員御指摘のように、10年後には人口が1万5,000人余りになり、生産年齢人口が大幅に減少すると見込まれております。その中で、町の適正な予算規模へ近づくのには、合併特例債を延伸しました令和7年度以降となる見込みであり、令和8年度からは当初予算ベースで100億円を切って90億円台となる見込みであります。

次に、スクラップ・アンド・ビルドにつきましては、銳意、事務事業の見直しなどを含め指示しておりますが、なかなか住民福祉向上の観点から、スクラップする事業を選択するところで苦慮している現状であります。

次に、事業費を伴わないゼロ予算事業の検討、集約に関しましては、常包議員御指摘の町道など町が維持管理している道路の舗装劣化、陥没など通行支障事項につきまして、建設土地改良課以外の職員が往来中に発見した場合は、すぐ担当課に報告することで事故の未然防止が図れる事業や、現在実施しております税務課新人職員による税金の出前講座なども、ゼロ予算事業として今後も継続して実施していくと同時に、他市町のゼロ予算事業

を参考に、事業費を伴わない有意義な事業を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ、鋭意作業を進めていただきたいと思うわけですが、最初に監査委員の意見を述べましたが、令和元年度の決算は、9月議会でそれぞれの会計を全て承認をいたしましたが、委員会の中で出された意見とか、監査委員さんからの意見とか、そういうことが、今、編成作業中の予算にどのように反映されているのかということをお聞きしたいと思います。

今年の4月から監査基準が制定され、また、事務局に職員O Bの方が配置されるなど、制度上、組織体制の上からも監査の体制が充実、強化されてきました。まだ改善の余地はあるかと思いますが、よい方向だと私は思います。今後とも、体制の整備を求めます。

このような背景から、昨年まではなかった監査委員の報告書が9月議会に提出されております。監査委員からの定期監査及び行政監査の結果報告によりますと、ヒマワリ関連の各事業について事業効果が相乗的に地域に波及していくよう計画性を持って実施していくこと、各種行事に対する補助金については、団体の財務状況や事業内容を精査した上で執行することにするなど、また、事業内容により補助金の担当すべき部署といいますか、課を見直すことなど、指導事項が九つの課で17項目ほどあったようです。

来年度予算編成において、現在までにこれらの指導事項が反映されているものはどんなものがあるのでしょうか。また、検討しているものがありましたら、併せてお示しください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

最初に、令和元年度決算につきましては、9月議会で全て認定をいただき、ありがとうございました。

また、今年4月に監査基準が制定され、監査事務局での職員O Bの活用や制度、組織上、充実強化を図りました。今後も体制の充実に努めてまいります。

次に、監査委員からの結果報告書にありますように、ヒマワリ関連の各事業について、事業効果が相乗的に地域に波及していくよう計画性を持って実施していくことや、各種行事に対する補助金については団体の財務状況や事業内容を精査した上で執行するようになど、様々な指導や意見をいただいております。これらの意見一つ一つを真摯に受け止め、各課に改善すべきところはすぐに改善し、検討しなければならないところはすぐに検討するよう周知徹底を図っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 各課に周知徹底をされている中で、どのように反映されているのか、どういう具体的な事柄が変更というか、改善をされたかということについて、現時点でお示しできるものがあれば、お示しください。

**○大西樹議長** 総務課長、長森正志君。

**○長森総務課長** 常包議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中にも定期監査調査の結果報告書という話がありまして、今、答弁をさせていただいたところでございますが、御指摘事項の中に検討事項、指導事項等々ありますと、速やかにできるもの、少し時間がかかるもの、検討していかなければいけないものに大別されていこうかと思いますが、一例としては、たちまち旧町時代に取り交わした自動販売機等の設置契約等々につきましては御指摘いただきましたので、これは関連部署において精査させていただいて、統一性を持たせたということでございます。

それと、備品台帳に登載するための画一的な基準を設けてはどうかということを御指摘いただきましたので、これについては、統一性の方向で検討させていただいております。

それ以外は、補助金、助成金を交付している団体に求める決算書類に通帳の写し等を追加するということで、これもそういったことをするという方向で検討に入っております。

それと、議員のお話にありました、事業内容により補助金を担当すべき部署を見直すという御質問がありましたが、これにつきましても、速やかにできるものではありませんが、ここ数年の課の再編成の中で、課を越えてなじまない部分もございますので、これにつきましては、少し時間をいただきながら、新たな課の再編成をするのか、それともその補助金を担当する部分を本来のあるべき課へ持っていくか、そういうことも含めて、これはなるべく早い時間で適正に対応できるようにしたいと考えておりますので、一例ではありますが、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 2番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございました。初めて監査委員さんのはうからこういう意見書が提出されたというふうにお聞きしておりますので、決算から予算という流れをつくりていただいて、3月に示されます来年度の予算に反映いただきますようよろしくお願ひして、1番目の質問を終わりたいと思います。

**○大西樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** 2番目は、雇用の創出、働く場の確保対策について質問いたします。

今年度からスタートいたしました第2次まんのう町総合計画、各家庭にもお配りされたり、私もこういうものを頂きましたが、その計画策定に当たり、住民の方のまちづくりに関するニーズを把握するアンケート調査が実施されておると書かれております。

その中で、政策の満足度と重要度とを尋ねたということが載っておりますと、その回答の中で、地域経済の活力を高めるまちづくり、雇用とか産業の分野は七つの政策分野で最も満足度が低い、大変低いという結果がこの住民ニーズ、第3章、17ページのところに記載しております。それに対して町は低成長社会で景気のよい成長産業が業種が限られる中で、そうした業種の企業誘致につながっていないこと、担い手確保に十分な手立てが行えていないことを理由として分析しておりますが、まちづくりの三つの基本目標の2番

目に農林商工や観光が息づく町というふうに総合計画に載せておるわけです。そして、その基本計画の中で、基本施策の2番目に企業誘致の推進が上げられており、その具体化が求められていることが計画に載つとるわけですけれど、若者の流出抑制、転入者の、また、移住者の拡大を図っていくためには、産業、雇用面の対策は避けて通れない課題だと思います。総合計画の具体化という観点から答弁をいただけたらと思います。

一つ目の具体課題ですけど、新たな企業用地、工業団地はいつできるのかということをお聞きしたいと思います。

令和元年度、昨年度実施しておりますまんのう町企業用地・適地調査業務の委託をしておりますが、その調査結果報告書の概要をお示しください。

報告書の業務委託の仕様書の中に3か所ほど選定してくださいといふことも載っておりますし、土地利用計画や概算の事業費も示してくださいといふことが載っております。新たな企業用地、工業団地になるのか分かりませんけど、新たな企業用地はいつ頃できるのでしょうか。今後の見通しについてお示しください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

新たな工業団地立地に向けた進捗状況、今後の見通しについてでございます。

総務省の経済センサスによると、まんのう町の産業構造は、事業所数で見てみると、第1位が卸売業・小売業で、第2位が建設業、第3位が生活関連サービス業・娯楽業、第4位と第5位が同数で製造業、宿泊業・飲食サービス業となっております。従業者数で見てみると、第1位が製造業、第2位が医療・福祉、第3位が卸売業・小売業となっており、製造業が全体の約33%を占めております。

製造業の事業所数は年々減少しておりますが、従業員数は増加しています。また、製造品出荷額、粗付加価値額においても増加傾向になっております。

まんのう町にはプラスチック製品、機械、金属、物流と、多様な業種の企業が立地しています。しかしながら、企業の受皿となる産業用地に関して、旧町時代に造成した工業団地、仲南地区の生間団地、宮田団地、佐文団地、追上団地、満濃地区の椿谷団地の五つの団地は全て分譲済みとなっており、企業の立地ニーズに対して提供できる用地情報は極めて少なくなっています。

近年の企業の用地ニーズは操業開始までの時間が短い場合が多く、地域産業の活性化と雇用創造のためには新たな産業用地の確保策が喫緊の課題となっていたことから、昨年の令和元年度に一般財団法人日本立地センターと業務委託契約を締結し、企業用地適地調査を実施いたしました。

調査内容は、産業用地の開発計画に際して、まんのう町を取り巻く広域的な企業立地動向の把握と用地需要の算定を目的に、香川県をはじめ、愛媛県、東京都等に本社及び事業所を置く企業を抽出し、企業ニーズアンケート及びヒアリングを実施いたしました。

アンケート調査の結果、今後必要になる立地整備環境について、県内企業では大規模用

地の確保・整備が最も多く、県外企業では賃貸工場の整備が最も多い結果となりました。ソフト面におきましては、町独自の立地優遇措置の充実が最も多く、次いで個別企業への継続的な事業サポート体制、公的支援に係る総合的な相談窓口の整備となっております。

香川県内の市町別における立地可能性ではまんのう町が最も高く、次いで三豊市、丸亀市と中西讃地域が大半を占めています。

用地需要に基づく産業団地の開発規模は用地需要が約6.3ヘクタールで、開発規模は約8ヘクタールとの算定結果となっております。

企業誘致を推進する上で産業用地の確保が大変重要であることから、本年度に5団地それぞれあった農村地域工業等導入実施計画書を法改正となった農村地域への産業の導入に関する実施計画書一本にまとめることと、企業用地適地調査結果と企業のニーズも考慮し、新たな団地についても計画してまいりたいと考えております。

現在、一般財団法人日本立地センターと業務委託契約を締結し、計画を進めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 2番、常包恵君。

**○常包恵議員** 今後の見通しといいますか、調査結果、一旦は出たということではありますが、具体的にどのように進んでいくのか、ある程度、まだ大まかになるかも分かりませんが、スケジュールをお示しいただきたいというふうに思います。

また、先ほどの答弁の中で立地可能性がまんのう町が一番高い、ちょっとよく意味が分からぬのと、なぜまんのう町が高いというのは、どういう根拠でなっておるのか、その辺を含めてお願ひします。

**○大西樹議長** 地域振興課長、松下信重君。

**○松下地域振興課長** 常包議員の御質問にお答えします。

昨年度、実施した適地調査の中で、企業にアンケートを実施しました。その中の回答で、まんのう町へ企業がそこに企業を行くという結果が一番多かったということで、次いで三豊市、丸亀市と、中西讃の希望をしている業者が多かったというふうな結果となってございます。

それと、もう一つの質問でございますけど、今後の計画についてでございますけど、本年度の企業用地の適地調査の結果と、企業からの情報、町内も含めて町外、いろんな企業からの情報を聞き取りして、また新たな団地というところで計画をしてまいりたいというふうには思ってございます。

それ以降は、またその企業さんのニーズ等をいろいろお聞きした中で、いろいろまたスケジュールなんかも計画していきたいなというふうに思ってございます。

先ほどもお話ししましたように、企業さんは操業開始までの時間が最近は短くて、長期の展望よりは、短い期間でこの用地が欲しいというふうなニーズが高いので、企業さんにそういったところをいろいろ情報を集めて、計画は進めていきたいなというふうには思ってございます。以上でございます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 企業の動きは要望が早いというならば、町の動きを早くしないと追いついていかないわけで、ある程度、年次計画というのではないんですか。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の御質問にお答えします。

やはり企業を誘致する場合には、企業のニーズというものが大変重要なってくるかと思います。ただ、工業団地ということで、土地だけを大きく造成しても、企業が来なければ、その土地というものはそのままの状態になってしまいますので、企業のニーズとかいうものを十分に考慮して計画してまいりたいというふうに思ってございます。以上でございます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ぜひスピーディーに対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、今、課長の話にもありました、なかなか企業の、町長の答弁にもありましたが、コロナ禍の中で企業の事業拡大意欲というのは上下しますし、特に今、低下している時期かなとも思いますが、リモート会議、リモートワークが定着していく中で、人材派遣大手のパソナグループが淡路島へ本社を移したり、東京一極集中の流れが変わりつつもあります。

ただ、その中で企業さんに香川県、そしてまんのう町を選択していただくようにするには、どのような対策が必要なのかということを、先ほど課長ありがとうございましたが、スピーディーに対応していただきたいということを求めておきたいと思います。

一昨年、連合自治会でお邪魔しました徳島県神山町、サテライトオフィスということで有名になりましたが、残念ながら、まんのう町においても、全町に張り巡らされた光ファイバー網というのは活用が不十分だというふうに思います。その辺のスピーディーな対応、これをどういうふうに、まんのう町の財産をどう活用していくかという点を担当課としてよろしくお願ひしたいと思います。

そして、企業のアンケートの中にも出されていましたが、優遇策といいますか、支援策ですね、企業に対する支援策がアンケートの中で多かったということですが、県が公表しています市町の助成、企業進出に対する助成を見たときに、まんのう町はちょっと弱いのではないかというふうに感じます。

また、今年度の予算で商工費を見たときに、非常に項目も少ないというふうに感じるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

まんのう町では町内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、旅館、観光施設または道路貨物運送業を新設、増築もしくは改築し、または事業の再開をしようとする企業で、

次の要件、町内に住所を有する者を新規に常用で5人以上雇用、敷地面積にあっては3,000平方メートル以上、建築面積にあっては1,000平方メートル以上を満たす事業者に対して、固定資産税額以内の金額を操業等開始後、最初に賦課された年度から3年間を限度として助成金を交付する制度がございます。

常包議員のおっしゃるとおり、まんのう町に起業等された事業者に対し、支援が少ないとと思われますので、他市町の支援策を見ながら調査研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと担当課のほうから補足説明をいたします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の御質問にお答えします。

常包議員おっしゃるとおり、ほかの市町の企業の誘致に関して支援というものはほかの市町もかなりされておるところもございます。そういったところも見ながら、まんのう町のほうで企業誘致に関してどういう支援ができるかというところは、今後、検討してまいりたいというふうに思ってございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 課長も同じものを持ってるんだと思います。私もパソコンから打ち出したんですけど、まんのう町3行なんですね、市町を見ると。そういう体制も用地もつくれないかんけど、その制度上のことを、それも併せてスピード一にしていかないと、両方セットで動かないと、なかなか選んでくれないんではないかというふうに思いますので、その辺、よろしくお願ひします。

外から来るほうはそれありますが、今現在、まんのう町にある事業所、企業といいますか、そういう事業主をどのように支援をしていくかということも大事かというふうに考えます。テレビでは、都会かも分からんけど、後継者がいないから事業を廃止しなければいけないというようなこともテレビ報道があったんです。町内の事業所はどのような状況なのかお示しください。

事業継続に困っている事業者、企業への支援はどのようなことがされているのか、また、そういう実態をつかむ体制というのはどのようなものがあるのか、併せてお示しください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

平成28年度の総務省の経済センサスでは、まんのう町の事業所数は、前回の調査（平成26年度）からの存続事業所数は715事業所で、廃業された事業所は81事業所、新設事業所が36事業所で、28年度は751事業所となっております。

まんのう町商工会の会員数につきましては562人で、合併以降、微増ですが、増加傾向になっております。

町内の事業者が後継者不足で事業継続が困難な事業所につきましては把握いたしておりませんが、特に小売業、飲食業、生活関連サービス業などが想定されます。

このような現状の中、まんのう町商工会では会員を支援するため、令和元年度の実績では経営指導員による相談や指導を巡回訪問で延べ2, 210人、窓口で2, 118人、講習会等による集団指導で40人、また、専門指導員による個別指導で527の方々に行っております。令和元年度には会員の意識調査も実施しております。

今後とも町と商工会が連携を密にし、町内の事業者を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 先ほどの意識調査というものの概要をお持ちでしたらお示しください。商工会がした意識調査の結果について教えていただけたらと思います。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 常包議員の御質問にお答えします。

今現在、その意識調査の結果はちょっと持ち合わせてございませんので、また、商工会のほうからいただいて御報告したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 その辺の連携を、もう少し連携を密にしていただきたいということを要望しておきたいと思います。質問しとるわけですから、答弁にあるということは、あらかじめ、もし出たんだったら、それは準備していただきたいなというふうに要望しておきますので、よろしくお願ひします。

続いて、町をアピールするイメージキャラクターの活用はどのようにされているのか、町民にもまんテンちゃんというのがなかなか浸透していないのではないかというふうに考えます。ゆるキャラグランプリとかイベントでのアピール、また、商品への印刷などいろんな取組があろうかと思うんですが、例えば今年でしたらマスクに印刷をするとか、ポロシャツ、Tシャツとか作成をするとか、いろんなことが想定されるんですけど、工夫ある活用をどのようなものをされているのか、また、予定についてお示しください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町のイメージキャラクターとして「まんテンちゃん」があり、また、まんのう町を県内外に広くアピールするイベント等においてはまんテンちゃんの着ぐるみを使用したり、ヒマワリの鑑賞時期にはまんテンちゃんを使用した写真撮影ができるようにパネルを作成し、ヒマワリ畑に設置いたしております。広報まんのうにおいても、まんテンちゃんの質問コーナーも設けております。

また、地域振興課では、まんテンちゃんの入ったポロシャツを作製し、イベントや地域おこし協力隊の活動時に使用いたしております。

今後もイベントをはじめ、いろんな場所で目に留まるよう広く周知できるよう考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございました。ぜひ積極的に活用していただきたいと思いますし、ポロシャツをつくるんであれば、職員がポロシャツで仕事を全員がするとか、そういうことも含めて工夫したアイデアを出していただけたらと思います。

2番目の質問を終わります。

**○大西樹議長** 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** 3番目の質問は、定住自立圏についてお伺いします。

平成24年4月19日、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町とまんのう町、2市3町で、丸亀市を中心市とする定住自立圏形成協定が結ばれました。その2市3町内の連携、まちづくりの目標を示した共生ビジョンというのがつくられ、現在は1期5年の令和3年度までの2期目に該当しているというふうに聞いております。

いろいろな施策が取り組まれておりますが、産業の振興分野、産業の振興で水環境の保全と森林育成という取組がありますが、丸亀市とまんのう町で取り組むことが決められており、まんのう町は土器川下流域の丸亀市と共同で自然環境保全に関する広報、啓発活動を行うとともに、住民参加による植林や稚魚の放流を行うということが記載されております。これまでどのような取組がされてきたのかお聞かせください。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの3番目の質問にお答えいたします。

2市3町の連携による自然環境・森林保護につきましては、丸亀市、まんのう町内で開催される植樹等自然環境保全に関するイベント情報を供給し、広報・啓発活動を行うとともに、住民参加によるイベントに取り組んでいます。

丸亀市「あやうたふるさとまつり」、まんのう町「かりんまつり」にて丸亀市、まんのう町、西部森林組合の職員が共同して自然環境保全に係る緑化として苗木、サクランボ、プラム、イチジク、ナシ、ヤマモモ、ヤマザクラ、各20本の120本、パンフレットの配布、県内産木材の積み木コーナー、森林育成相談等を行い、広報・啓発活動に取り組んでおるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 2番、常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。昨年、水源の里シンポジウムが琴平町と共催で行われました。この会の精神、基本的な考え方は「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」、この精神を具体化することがシンポジウム開催の成果というふうに、具体化をしていくことが求められているというふうに考えます。

今後の取組について、土器川流域という視点だけでなく、山から海、讃岐山脈から瀬戸内海までの水環境に広げることが大切ではないかと考えます。大人だけの取組ではなく、子供たちの交流と体験を通して自然環境教育にシフトしてはどうかと考えます。上流、山間部のごみは川や池を通して海に到達し、裏返して言えば、山の養分が海を豊かにします。自然環境はつながっており、お互いがそれぞれの恵みを得ている反面、悪影響も及ぼして

いることは体験する中から学習する、そのことは大変有意義と考えます。山間部の子供たちが島嶼部の生活を、また、下流域の子供たちが山間部の生活を体験する。まんのう町には大川のキャンプ場や天文台などもあります。山歩きで中世の山寺文化に触れるとともに、山の荒廃を直接目にする事もあるかと思います。このようなことが町内の子供たちが島嶼部の生活体験、また、海や川の河口付近に散乱する多くの生活ごみを見て、多くのことを感じるのではないかというふうに考えております。このような子供たちの交流が大人たちの交流に発展し、地域の活性化につながっていくのではないか、産業、観光振興に発展するのではないか、させることができるのでないかということを考えます。これは取り組む側の姿勢といいますか、意識の問題ではないかというふうに考えます。

令和4年度からの第3期ビジョン、先ほど申しました共生ビジョンの作成作業の中で、積極的に関係市町と協議していく考えはあるのか、町長並びに教育長のお考えをお聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員の再質問にお答えいたします。

定住自立圏構想は、圏域内での少子高齢化、人口流出などの課題を市町間で共有し、相互の役割分担を連携によって、全国的な人口減少の流れの中にあっても、その影響を最小限にとどめられるよう、圏域内での定住促進を目的としております。

また、それぞれに持つ自然・歴史・産業などの地域資源を生かし、お互いの魅力を高め、まち同士が連携し、交流することにより、子供からお年寄りまでが安心して暮らせる地域社会の中で循環し、課題を解決しながら、未来を築いていける圏域を目指して取り組んでおるところでございます。

この圏域づくりにつきましては、三つの基本方針を掲げ、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の視点に立った三つの政策分野ごとに連携施策等の検討、実施について、個別施策の担当部局により行っております。

近年では、本町も少子高齢化や人口減少が進んでおり、持続可能な地域社会の構築に向けてこれまで以上に近隣自治体同士が信頼関係を築き、連携の質を高めていくことが重要だと考えております。

こうした中、過疎・高齢化の問題を全国的な国民課題として情報発信するために、昨年11月に琴平町との合同により第13回全国水源の里シンポジウムを開催いたしました。シンポジウムでは「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」の理念に基づく流域連携の必要性を「関係人口」をテーマとし、基調講演や地域の代表者によるパネルディスカッションを行ったことで、地域の再発見とともに、農山村と都市地域との交流、連携について考える契機となったと考えております。

常包議員の御質問にあります自然環境、森林保護などについては、水源の里の基本理念でもあるとおり、川の上流だけの問題ではなく、上流は下流の人々が飲む大切な水の源を守り、土石流などの災害を防ぐ防災機能も担っており、豊かな自然や文化に触れ、心を癒

やす効果がありますので、本町では流域での連携、交流を図るために、水環境の保全と森林育成に取り組んでいるところでございます。

環境保全と教育の観点からの山間部と海岸部の子供たちの交流と体験を通した自然環境教育へのシフトにつきましては、有効な施策と考えますので、関係市町、関係機関と協議したいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員さんのはうから非常に貴重なお話をいただきました。今、町長のはうから答弁があつたとおりでございますが、教育委員会として、今、何を考えているかお話をしたい、そういうふうに思っております。

小中学校の教育というのは、どちらかといいますと、市町単位で独立した内容がほとんどであります。それは各市町に教育委員会がありまして、そこで教育課程が編成され、各学校が独自のその計画に基づいて教育活動を行うというたてりになっております。ただ、常包議員の御指摘にありました、この環境とか自然とかといった問題は、単なる一つの町、市だけでは完結するものではございません。やはりこの2市3町がどういうふうに連携をしていくかというのが、教育の立場からも問われているのだというふうに思っております。

それで、現在、この内容について話し合うという組織、機関というものが一つあります。それはこの県の西部教育事務所管内の教育長の会議というのがございます。この会議におきまして、2市3町の教育長が集まる機会は年間に数回ございます。そこでいろんな課題については取り上げる機会があろうかと思います。ぜひ、今、御指摘いただいた点につきましては、教育長会議で話を進めていきたい、そういうふうに思っております。

それから、少し付け加えさせていただきますと、この定住圏とかいった問題とは別に、善通寺の学校におきましては、大川を使ったキャンプを夏休みに実施したり、また、あるいは多度津の沖に高見島という島がございますけれども、そこでこの陸地部からキャンプに行ったりというのは現実に伝統的に行われておりますので、そういったことも含めて、この定住圏構想と関連づけるということは十分可能であろうかと思います。今の段階でまんのう町の教育委員会として私の頭に中にあるのは以上のような内容でございます。御理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。私が以前勤務しておりました丸亀でも、手島に旧の廃校になった中学校の跡地を活用した、小学生が行くという学習がありますが、教育長がおっしゃるように、市町はそれぞれ県の屋島であつたり、五色台であつたり、そういう教育というのはあろうかと思うんですけども、市町間の連携というのはまだまだ少ないのかなというふうに私も思いますので、ぜひ協議を始めていただけたらありがたいかなというふうに思います。

教育以外にも、先ほど定住自立圏のお話をしましたが、なかなか一つの町で全てをカバーするというのは、産業振興の問題も同じでありますけど、難しいと思います。お互いが

連携して、それぞれの施策の相乗効果を引き出すと。言葉ではきれいかも分かりませんが、共同の施策を取り組むと。双方の住民がやっぱり満足できるような環境を目指すのがまちづくりの原点、基本であろうかと思いますので、定住自立圏というのをつくられて年数がたつわけですが、有効に活用していくという視点を日々の業務を取り組む中において持つていただきたいなというふうに思います。

職員の方々におかれましては、やっぱり日々の業務に追われますので、そういう考え方を入れるというのはなかなか大変だと思うんです。毎日の業務に追われるというのが現実であろうかと思いますが、ぜひお互いがそういう意識を少し持ちながら、日々の業務に関わるということをお願いし、そのことを具体化することが予算でありますから、そういう意味で、今、作成されております予算編成の中で具体化をぜひ検討いただきたいなというふうに思います。

定住自立圏で言えば、令和4年度から第3期の新しい計画が始まるわけですから、それをつくるのは3年度でありますから、そういう中で皆さんの知恵と経験を發揮していただいて、住民の生活向上に向けて努力をいただきたいということを願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○大西樹議長** 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、休憩を取ります。3時5分までお願いします。

**休憩 午後 2時47分**

**再開 午後 3時05分**

**○大西樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

**○川原茂行議員** 私が令和2年最後の質問者でございます。昨日、今日と同僚11名の方が今まで質問に立たれております。したがって、私も重複するところが度々出てこようかなと思いますけど、町長さん、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

まず、本題に入る前に、武漢に始まったこの新型コロナウイルス、ちょうど昨日で丸1年を過ぎました。全世界の80億近い人類が何らかの形で危機感を持っておられるわけでございます。

振り返ってみると、日本も世界大戦に入って79年、100年近い間にはこういうことが起こるんかなと、歴史上、そういう感じがいたします。そういう中で、コロナに携わった、何らかの形で携わっておられます、現場の医療をされておる方、そしてまた、そこからそれを後押しする、何らかの形で対応していただいておる皆さん方に心から敬意と感謝を申し上げるわけでございます。

私は今日のこの質問の中で、先ほど申しましたような形で、非常に100年もしくはそれ以上かかるようなこのコロナの中で、大きな変革期だと捉えております。歴史の転換期、

まずここを町長さん以下、皆さん方に私の気持ちを含めて質問しますので、その点をよろしくお願ひしたらと思っております。

したがって、これから先、今、令和2年、そして3年に向けて、今までの流れの中でいろんなものを考えていこうとしたのが、全然見当違いのものが転換期である以上、変わった方策を取らざるを得ん事態が非常に多く出てこようかなと思います。

例えば東京一極集中性、何十年も前から幾ら止めてもなかなか止まりません。若い方は仕事は十分ある、面白い、一度は若いうちに体験してみたいというような感じで東京へどんどん流れていきました。しかし、今回はこの機を踏まえて、他の県に相当流出いたしております、東京の人口が。そして、東京都も出て行く方に対して相当な助成をいたしております。今まで考えられなかった。一番多いのはやっぱり長野県。そこは初め人口が流出どころじゃない、流れしていくような感じで行っておるような状況のところもあるわけです。

また、日本の屋台骨である中小企業が、このコロナを転換期として、もう先、職種を変えようかというところに対しては1億円を上限に政府のほうで支援をしようと。相当世の中が変わってくるということをまず本当に心からお考えいただきたいなというように私は思っております。

戦後の復興、そして、こういうこの時代、本当に歴史が変わる。まんのう町が今までなしてきたことの全く関係ないようなものをこれからやっていかないかん。新しい仕組みに対応する、取り組んでいかなければならぬ時代に入ったのかなと、私、前段にお願い申し上げて、本題に入らせていただきます。

まず、今日もいろいろ質問がございましたが、地球の温暖化による水害防止、これはつい瀬戸内海、香川県、また、まんのう町あたりは過去の歴史的な判断からして降雨量が日本では少ないほうだと。水害は少ないほうだと。台風も少ない、そういうイメージがあつたわけです。しかし、一昨年、愛媛県、広島県、岡山県、瀬戸内が予期せぬ豪雨でやられました。また、関東も相当な被害を受けました。考えてみると、まんのう町、私は「林」が飛んでおりますが、農林業振興についてというのが本題でございます。

まんのう町に1万3,000ヘクタールの森林、2,000ヘクタール弱の水田、500ヘクタールほどの畑、本当に資源に恵まれた、生かせば、すごく恵まれた環境にあると私はそういう認識を持っております。

集中的な豪雨がなぜ起きるのかと。今日も質問がありましたように、CO<sub>2</sub>を2050年にゼロに持っていこうと努力いたしておりますわけですが、やっぱり海水温が高い。そしたら台風、集中的な雨が多くなると。今まででは時間雨量100ミリ以内、香川県の場合ですね、それぐらいを想定しておったんだと。現実には100ミリを超える時代になってきた。そのため瀬戸内も一昨年やられたわけであります。そういう水に対する災害防止、減災、この点をひとつ考えてみたいと思います。

森林が緑のダムと言われたように、最近、農水省から、町長、これお持ちだと思いますが、ごく最近です。10月に出てきておりますが、国土交通省、農林水産省が本所提起で

提携した文書が出てきました。その中では水田ダム、水田に一時水をためる。これを今後慎重に考えていく。二、三年前に初めて一級河川のダムが、普通、大きなダムは洪水調整機能を持っております。しかし、それに足して二級河川の小さいダム全てを、多目的ダムであったのを防災を兼ねたダムにせよと、一級河川並みに準じて、この時期が来れば水位を2割、3割下げとけと、そういう指令が来ております。

ため池も、本来、ため池は農業用水でありますから、昔はそういうことなかった。でも、ため池もそれに準じて洪水調整を兼ねた池に活用してもらいたいというのがここに出てまいりました。水田と池、この機能は、単純に考えてみると、全国にダムは相当あると思うんですが、ダムと農地を比べると、水田にためるほうが、ダム全量より日本の水田面積にためるほうが多いんです。6割ぐらいは水田にたまる、こういう結果も出ております。まんのう町もややそれに似ておるのかなと思っております。

そこでお聞きしたいのは、この水田に例えれば100ミリの雨であれば、10センチためたらいいわけです。150ミリ一気に降れば、15センチためたらいい。そういう考え方を徹底していく必要があるのかなと。これは地域の農業者にどうしても協力していかなければできないことですが、そういう方向性、やっぱりできる前の予防をすれば10分の1の感じで済む。貴い命、生活安定のために災害が少ない香川県まんのう町、これが企業誘致にもつながり、人口の定住化にもつながってくるわけです、長い目で見れば。そういう危ないところへは誰も行かない。人間は何ぼ言つても、自分がこうだと思ったらそっち向いて行くんだけども、本当に自分が命をかけて危なかつたら、やっぱり逃げるんです。それが今回の東京の人口移動。そういう結果に表れてきておるわけですから、私は水田ダム、池の洪水放出調整、特にまんのう町は満濃池という大きなため池がございます。相當な水が満濃池には、満水しておれば別ですが、これもある程度水位を下げておれば、洪水調整の機能は非常に高く持つだろう。西から財田川、そして金倉川、一級河川の土器川と、3本香川県の主幹川になる河川がございます。それでまんのう町は全てが集水域である。要するに水がたまる森林を持って、農地を持って、しかしまんのうの下流へ行けば、氾濫地域になる、この河川の。両方持ち合わせておるのがまんのう町なんです。そしたら、いかに集水地域をきちんとして、水を下流に流さない、一時的に止める方法を考えるか、これが水に対する防災事項の大きな原点でなかろうかなと、こう思っております。

そこで、圃場整備をして35年、早いところは50年近くなるかも分かりませんが、そういうところ、50年近くなった、40年そこそこですね、大半が。その圃場整備を40年ぐらい前にしたものは、畦畔がやっぱり相当弱っておるというか、乱れております。例えば草を刈ったところへモグラが入ったり、草を刈るのに畦畔を踏むもんですから、やっぱり下がっております。そうすると、畦畔の低いところがあったんでは、水がたまらない。圃場整備をしたときは、基本的には30センチ、基盤から30センチ、ですからかなりな高さがあるんですが、それが下がっておるところが非常に多くある。それを最終的に30センチぐらいは畦畔を持ち上げる。例えば花崗土で持ち上げるというたら運搬せないかん

から、経費がかなりかかると思う。表土を取って、その上も全体が低く下がっておるところもあれば、局部的に下がっておるところもある。そういうところをやれる事業があるわけですね。その事業について、ここに記載してございますが、田んぼのダムの事例というので、農水省からの事項の中で、農業者が地域共同で取り組む田んぼダムの取組を農林水産省の多面的機能支払交付金により支援をしていく。これ、今まであまり水をためることに対しての多面的機能はなかったんです。例えば草を刈るとか、水路の掃除とかいうのはあったけど、水田ダムに対する取組方というのは今まで本当になかった。でもこれは取り組む必要がどうしてもある。まんのう町が集水区域でもあり、下流へ行けば氾濫区域でもあるわけです。両方掛け持つておるのがまんのう町ですから、上流で、下流も含めて2,000ヘクタール弱の水田にたまらないところもあります。畦畔をコンクリート畦畔にして、それをまた持ち上げというても、それは無理かも分かりません。土畦畔の場合は中の表土を盛って、局部的に低いところは盛り足していくって高くなる。そしてそれは地域で取り組む事業の中で集中的な豪雨が来れば一時的にためる。これはよそはやっぱり水戸、水が排出するところですね、穴を開けておるんです。穴を開けて、最高は25センチぐらいで、それから上へ降った分は出るわけですから、そこへたまるまでは僅かな幅で抜けます。雨が降った1割ぐらいは初めからじわじわ出る。そういう仕組みで取り組んでおる地区もあるわけです。そのために、今、何が必要かといえば、畦畔の見直しを、修理をせんと、低かったんでは水がたまりませんから、そういう事業に国を挙げて支援をしましょうというものに対して、まんのう町、恐らくこれはまんのう町がやるといえば、県は、これ、同じように国がやるわけですから、やってくれると思いますが、やるという農地に対するお気持ち、農地が防災にどんだけ役に立つておるかという認識をまず町長にお伺いいたします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** まず、通告書に基づきまして、川原議員さんの農林振興について、水田、池との防災関係についての御質問にお答えいたします。

農業の一番の役割は、米や野菜、果物を栽培したり、牛や豚などの家畜を育てるににより、私たちが生きていくために必要な食べ物を生産することでございます。ただ、農業には食べ物を作り出すこと以外にも大切な役割がございます。その役割が農業・農村の多面的機能と言われているもので、私たちの生活に欠かせない機能となっております。

水田や畑などの農地は雨水を地中にしみ込ませたり、一時的に蓄えて少しづつ流す機能を持っています。もしその機能が失われると、雨水は下流に向けて一気に流れ出し、洪水を引き起こす可能性がございます。農地が雨水を地中に浸透させたり、一時的に蓄えて少しづつ流す機能は洪水の予防にもつながっております。また、水の流れを緩やかにすることで、地面の土が流れ出すのを防いでくれるため、浸食や崩壊を防止する効果もあります。以上のことから、農地の荒廃地の発生は防災の点からも防ぐ必要があるというふうに考えております。

また、荒廃地対策として農地パトロールや農地意向調査、農地利用状況調査を実施し、現況把握に努めています。町、農業改良普及センター、JA、そして農地機構など、関係機関が一体的に活動して農地集積・集約化を加速的に推進していきます。特に農地の貸借につきましては、積極的に農地機構を活用いたします。

担い手育成・確保についても同様に、関係機関が一体となって取り組むこととし、新規就農者の発掘に努め、認定農業者への支援なども行い、担い手の不足する地域に対しましては、集落営農に関する説明会等を実施して法人設立への気運を高め、初期費用等の独自支援も行いながら集落営農法人設立を強く推奨しております。

また、防災という観点から、農道・水路・ため池などの土地改良施設の強靭化は必須であり、特に洪水調節機能を有するため池の整備・管理が重要となっています。そのため、防災重点ため池の指定やハザードマップの整備などソフト事業のほか、堤体の補強については、農村地域防災減災事業や小規模ため池防災特別対策事業などのメニューにより支援を行っております。

しかしながら、土地改良事業である以上、どうしても地元負担は必要であり、したがって、農業従事者の高齢化・減少という農業を取り巻く環境の中、どのような負担割合が望ましいのかという点についても、国・県・土地改良区と協議していきたいと思います。

今後も、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等の交付金事業を継続的に実施し、荒廃地対策に努めてまいりますので、御協力を願いたいと思います。

また、水田の持つ多面的機能はダムの役割を果たしているということも重々承知いたしておりますし、今、川原議員さんが御指摘がありました多面的機能支払制度で畦畔のかさ上げ事業もできるということでございますので、その点も十分調査をして行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私が持つておる資料は、町長さん、実は香川県で、再度、香川県に合わせたような分析をしたのも中に入ってる。したがって、土器川はこれをちょっと見ますと、平成16年の23号の台風ですね、このときに県道199号線の横で床上が75戸、床下が142戸、これも土器川の分にも、ただ、香川県、この一点だけが入っています。そういうのを持つのがまんのう町なんです。ですから、また後から出ますが、森林の管理とまずは水田の今の、町長、そういう事務に取り組むというお言葉をいただきましたので、担当課長のほうへ十分言うていただいて、これは農林課のほうも今回の議会に出てまいりました棚田指定、棚田指定というのは、もともと中山間指定地区なんですね。これは直接支払制度で活動しておる地区が対象地区になっておるわけなんですから、当然、勾配が急なところはその対象に入っておると。それはなぜかというと、やっぱり作業効率が悪い、条件不利地というのが基本的にこの棚田指定の指定される原則論になっておるわけです。

しかし、そういう中で、先ほどの畦畔の持ち上げに対する事業をまんのう町で取り組ん

でいただければ、町独自の事業でないわけですから、国がガイドラインに従って、国が出せば、当然、県も出すと。こうなってきたら町も出す。地元も地権者も出すと、こういう格好になってこようかなと思いますので、この点はひとつよろしくお願ひを申し上げたらと思います。町長の今のお言葉、英断に心から期待と感謝を申し上げるわけでございます。

何といっても、これから気候変動、温暖化が行うと、博士なんかが言われておる原因是、このCO<sub>2</sub>を2050年にゼロベースまで持つていかないといふのは、やっぱり防災が多く基本的な根拠にはなっておると思うんです。それは全ての世界各国が床下浸水、海水温が上がりますから、島 자체が水没するとか、北極の氷が、氷山が溶けるとか、いろんなところに問題が生じてますから、CO<sub>2</sub>を出さないようにしていこうというのが言われておるわけですから、その一翼を担うのが森林であり、この水田なんですね。

だから、今、言いよるのは、万が一、降った場合の抑止策、これはためるわけですから、一番効果があるのは、満濃池みたいなところが、もしくは、あれが水位下げておれば一番有効なんだろうけども、農業用水のため池ですから、そうそう水位下げというわけにはいかないところがあるのが難しいところなんです。それは我々が持って管理しております池全てにおいて言えることなんです。農業用水でありながら、水位をこの時期には下げておくと言われても、なかなかはいとは言えないのが現実であります。しかし、災害のことを考えながら、絶えず池の管理はしとかないかん。それは池の管理をすると同時に、所有地である水田のそういう操作方法、集中的に降つておるときにはためて、少々降つた、今後1割程度がじわじわ抜けていくように、それと当然地下浸透はございます。

例えば宅地であって、もしくは、宅地であって、道路であって、その宅地の周辺、雑草も生えるからといって、もしくは、コンクリを打つたりしたら、これは降つて5分もせんうちに、はよ水路の中を流れますわね。そういうところばっかりになったら大変ですよ、これは。これはやっぱり土地がある、森林があつて、水田があるから、ある程度、抑止できてるわけです。全部コンクリート製品ばっかりになったら大ごとなんです。そうでなくとも、やっぱり圃場整備をしたところは、昔は石積みの水路であつたりして、流速がゆっくり流れる、抵抗があるからゆっくり流れたのが、今は構造物ばっかりですから、流速は速くなるばっかりということで、こういう問題を抱えておるのが現実の問題ですから、私は冒頭に申しましたように、歴史上、大変な転換期と捉えるべきだと、こう思っております。だからこういうことを重ねて水の災害、地震とはまた別の角度で、水だけの防止策をお聞きしておるわけです。

町長、じゃあそういう事業は取り組んでいきましょうという解釈でいいですね。はい、分かりました。

それでは、次に2点目、今度は森林を含めてまいります。

先ほど私の前任者が質問したように、上流、下流の関係です。これは下流の方がやっぱり水源税の問題がまだピンと来ない。でもこれが難しいのは、やっぱり人口が多いところも掛けていただかなかんから、掛けてもらうほうを先に優先しとかんといふという面

もあるのかも分かりません。当分、ある程度掛けさせていただいたものが、何年か後に初めて、まんのう町の場合は何年かでないと、まんのう町が掛けた金額だけ戻ってこないわけですね。ここら辺、再度、ちょっと聞いてもよろしいかな。また後で聞きます。いいです。というような格好だろうと思います。ですから、やっぱり上流と下流の任務、お互いが持つべき責任感といいますか、そういうものに対して町長さんばっかりにお願いするわけにもいかん。町長が一番数が多いですから、教育長さんも含めて、副町長も含めて、担当の係の方、担当の課長だけではない。誰が下流の方と接するかも分からん。我々も当然下流の方ともそういう意識を持った交換話をしていかないけない立場にございます。そういうものを踏まえて、森林で、ここで一つ、森林を踏まえてお聞きいたします。

森林が1万3,000ヘクタールある中で、ここにも言っておるようだ、ダムの再生というのも入っております。これはあくまで治水です。利水は全く見てくれませんから、治水だけです。洪水防止ダムだけのものですから、認めないよというような格好になっておりますから、それは町長さんよくお分かりだろうと思いますが、ダムを考えていかなきやいけない。このダムの考え方、ダムは二つ並べるのが一番有効なんです。一つずついくと、水位を下げておけと言われたときに、雨が降らなんだ場合に大変なことが起きる。ダムを二つ並べておけば、両方のダムを50%まで下げておってもいける。一番安全、有効なのは、ダムを二つ並べられる立地条件のところ。ここへお考えになる必要があるだろうと思うんですが、これは相当時間がかかると思いますが、まずはやる気があるかないか、町長、伺います。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

治水の意味でダムを二つ並べるというのが一番有効だというようなお話をございました。今、全国的にもそういった事業も進めておると思いますので、まんのう町としても十分調査研究をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**○大西樹議長** 15番、川原茂行君。

**○川原茂行議員** 今のお言葉を私がどう理解するか。即、やる気を出して、交渉に当たっていくというお考えでよろしいのか、それとも、まだそこまではというのか、どう理解してよろしいですかね、お聞きします。

**○大西樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ダムの建設に関しましては、川原議員さん、以前からもいろいろ熱心に話をされておりますが、今、香川県の場合といたしましても、県の事情等もありまして、前の川ダムとか多治川ダムとかが立ち消えになったというようなこともございますので、しかしながら、今後の地球温暖化の状況等も見てみると、治水のダムというのは非常に重要であると思いますので、調査研究をしてまいりますが、今すぐにというわけにはいきませんので、県のほう、また国のほうへも粘り強く要望を伝えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ダムを仮に地元体制、県がやる気になってできたとしてでも、これは20年、30年かかる話だと私は思っておりますが、ただ、この時代なんです。私、何遍も言いますが、変革期なんです。何がぽんと来るか分からん。対応できるようにしつかないかん。ここを私は一番お願いしたいところなんです。これだけコロナを私が歓迎したいう話ではないんです。これは大変な事態なんです。世界中が大変なんですから、何か変革、これを機に変わる、時代が変わるというのはここだと私は思ってますから、ですから、町長、用心して段取りしたって悪いことないんです。ぱっと来たときに対応できるんですから。これだけを強く申し上げて、時間もう2分ですから、これで終わりますが、町長だけでなく、21名、お聞きになっておるわけですから、全員がスクラムを組んで、まんのうの住民の命と生活とを守っていくというお約束をいただいて締めたいと思いますので、町長、最後によろしくお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まんのう町民の生命と財産、安全と安心を守るのが町としての一番の役割でございますので、そのように今後とも取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これで私の質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月18日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

**散会 午後3時42分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年12月9日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員